Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-16

変化する社会の謙虚な司法政策起業家・周布公平の生涯(2)：「周布政之助氏事蹟」、「周布公平ノ記」の紹介を中心に

小野，博司
ヴァンオーヴェルベーク，ディミトリ

(Citation)
神戸法學雜誌,73(1):137-205

(Issue Date)
2023-06-30

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/0100482608

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482608

神戸法学雑誌第七十三巻第一号二〇二三年六月

変化する社会の謙虚な司法政策起業家・周布公平の生涯（2）
―「周布政之助氏事蹟」、「周布公平ノ記」の紹介を中心に―

小野博司＝ディミトリ・ヴァンオーヴェルベーク

目次

1. 解説
（1）謙虚な司法政策起業家・周布公平
（2）資料について
2.「周布政之助氏事蹟」
3.「周布公平ノ記」
（1）出生、6歳、11・2歳
（2）13歳（浅田土着の件）
（3）山口移転
（4）山口講習堂入校
（5）馬関攘夷の事
（6）政之助翁、山内容堂公罵言の事（大森事件）
（7）―後日譚：容堂公と公平氏
（8）家督相続（①児玉留槌の事、②繁澤家の事）
（9）政之助翁の相続と、母の事

（10）四境戦争　＊鎖帷子の事　　（以上、第72巻第4号）
（11）神戸遊学
（12）横浜遊学（幼年学校入学）
（13）大村益次郎の死
（14）幼年学校・大坂城移転・退学
（15）再び横浜遊学の事
（16）留学（①米国、②英国、③ベルギーブラッセル着）
（17）帰国（明治8年）
（18）司法権小丞拝命（8・5・30）
（19）司法権小丞罷免（12月）
（20）法制局御用係（11年夏）―法律・制度の調査・制定
（21）巡察使関口隆吉に随行の事
（22）ブラッセル万国商法会議（明18）
（23）伊太利公使参事官（明20）
（24）母、中風のため帰国
（25）山県内閣書記官長
（26）帝国議会開設準備之事
（27）第1回議会
（28）商法のこと
（29）陸海軍愛知大演習
（30）井上毅（法制局長官）慰留のこと
（31）腸チブスに罹る
（32）貴族院議員拝命
（33）大津事件のこと
附　ベルギー外務省文書館所蔵周布公平留学関係資料（以上、本号）
（34）県庁改築のこと
（35）明治二五年大洪水復旧工事のこと
（36）明治二四年播州海岸復旧工事のこと

(37) 日清戦役―丁汝昌のこと
(38) 赤十字のこと
(39) 神社昇格のこと
(40) 政党のこと
(41) 教育のこと
(42) 農事のこと
(43) 神戸築港のこと
(44) 湊川附替のこと
(45) 神戸運河のこと
(46) 行政裁判所長官（明治30～31）
(47) 神奈川県知事拝命（明治33・6・16）
(48) 三方策：①横浜市域の拡張②港湾改良③内外人クラブ
(49) 負担割合のこと（県会・郡市）
(50) 学校建設
(51) 国府津地方津波のこと
(52) 漁業・殖林・菓樹・家禽
(53) 観光開発・御用邸のこと

4. 周布公平年表

本稿では、前回に引き続き、神奈川県立図書館及び国立国会図書館憲政資料室に所蔵されている「周布公平ノ記」を翻刻する。今回紹介するのは明治元年から明治24年まで、すなわち、明治維新後の修業（国内遊学、海外留学）時代（明治元－9年）、法制官僚時代（明治9-20年）、在外公館勤務時代（明治20-22年）、第一次山縣内閣内閣書記官長時代（明治22-24年）である。まさに公平が司法政策起業家として活躍していた時期である。この間彼は多くの法令を「立法」すると同時に、国内巡察、さらに外国での調査も行った。

翻刻にあたっては、判読不明部分は□とし、闕字は省略した。年月日、人

名、地名、事件については、特に注記しない場合は、前回紹介した文献に加えて、「漫遊秘録　□独庵□（戊辰日記）」国立国会図書館憲政資料室所蔵『周布公平関係文書』（249）、ユネスコ東アジア文化研究センター編『資料御雇外国人』小学館（1975）、吉川弘文館編集部編『近代史必携』吉川弘文館（2007）、秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典［第2版］』東京大学出版会（2013）を使用した。なお本稿の文末には、ベルギー外務省文書館（Diplomatieke Archieven, FOD Buitenlandse Zaken, Buitenlandse Handel en Ontwikkelingssamenwerking）に所蔵されている、留学中の公平の様子を記した1871年から73年にかけての6通の報告書・書翰の翻刻及び日本語訳を掲載した。これらはディミトリ・ヴァンオーヴェルベークが解読・翻訳し、小野も確認したものである。また、福田真希先生にご助言を賜った。心よりお礼申し上げる。

（11）神戸遊学

御一新ノ歳ノ四五月頃ニ山口ヲ出タ。最早天下ノ形勢モ定ツテ戦争ハ奥州地方ニ移ツテ居ルコトテアルカラ、自分ハ直チニ洋学ヲ始メルコトニ志シテ洋学ノ目的ヲ以テ郷国ヲ出ツルコトノ嘆願ヲ君公ニ差出シタノテアル。仲々他国ニ出ルコトハ六ケシカツタモノテアツテ容易ニ許可カ無カツタ。当時ノ政府ノ役人、杉徳助、野村右仲（現今ノ杉孫七郎野村素介）此両人ニモ屡々漢文ヲ以テ自分ノ志ヲ陳ヘ国ヲ出ツル御許可ノ斡旋ヲ依頼シタ。遂ニ八月ノ末頃、政治学ノ修業トシテ京都ニ差上ホサレルコトニナツテ、九月ニ村田治〔次〕郎三郎ト云ヘル政府ノ役人ト同時ニ出立ヲスル積リデアツタカ、村田氏ノ出立ハ延引トナツタ為メニ独リ三田尻ヨリ船ニ乗ツテ大坂ニ上ホルコトニ極メタ。丁度牧〔槙〕村半九郎（後ノ男爵牧〔槙〕村正直）カ数名ノ他ノ属吏ト興ニ三田尻ヨリ東海船五六十石ノ船ヲ傭フテ大坂ニ上ホルト云フコトデアルカラ、私モ其船賃ノ割前ヲ払フテ其数人ノ人ト一緒ニ三田尻ヲ発シタ。時日ハ記憶シナイガ、船ニ乗ツテ風又ハ潮ノ都合デ其晩ニ纜ヲ解カズニ船中ヨリ明月ヲ望ンタ。大変月ガ良カツタガ翌朝〔19日〕早ク出帆ヲシテ途中上〔上関〕ノ関ニ到着シテ茲ニ一晩碇泊ヲ致シタ。其地ニ上村良齋ト云ヘル村医ガアツテ、此人ハ私ノ亡父ガ存生中上方ニ往来ヲスル度

毎ニ上〔上関〕ノ関ニ碇泊ヲ致シテ深ク交際ヲ結ンタ人デアル。此人カ遊ブニ見ヘテ昔ノ話ヲ色々聞ヒテ懐旧ノ情ニ堪ヘナカツタコトガアル。尚ホ此地ノ税関ニ私ノ親ノ手附ヲ努メテ居ツタ所ノ者デ宮本次郎ト云フ者モ此地ニ住居シテ居ルカラ之ヲ訪問致シタ。其レカラ安芸ノ御手洗、備後ノ鞆津、其他諸方ニ寄港ヲシテ〔28日〕大坂ノ川口ニ這入ルマテ十二日間ヲ費シタノテアル。今日カラ見レハ実ニ驚クヘキ緩慢ノ旅デアル。其レテモ、其当時ノ旅行トシテハ普通ノ日数テアツタ。船中ノ馳走等ハ鹹ク強(コワ)キ飯ト葱汁ト大根ノ漬物位ガ常(上)食テアツタガ、今日ノほてるノ洋食ヨリ味ガ旨ク感シタ様ニ思フ。

〔31日〕京都ニ着スルト直クニ木戸孝允公ヲ尋子タ。木戸公曰ク、神戸ニ伊藤俊介〔輔〕カ判事ヲ致シテ（現今ノ知事兼裁判所長）居ルカラ之ニ君ヲ托スル様ニスル。神戸ニ到ツテ学問ヲスルガ良カラウト云フカラ[77]、数日京都ニ滞在シ、或ハ諸藩ノ有志ノ士ヲ訪子、又ハ名所見物等ヲ致シテ、神戸ニ下タツタ。そシテ〔10月5日〕伊藤候〔侯〕ニ面会シタ所カ、丁度亜米利加人ヲ雇入レテ英語ノ修業ヲ有志ノ者ニ致サセムトスル所デアツテ一軒ノ民屋ヲ借入レテ之ニ五六名ノ生徒ヲ入レラレタ。私モ此家ニ住居シテ始メテ亜米利加ノ〔大坂洋学所雇教師〕[78]ヒキロー〔Bigelow〕ト云フモノニ就イテ英学ヲ始メタ。

明治元年九月〔10月〕神戸ニ於イテ英学ヲ始メ、米人ビキローヨリ会話ヲ学ンテ居ル内ニ伊藤判事ハ大坂ヨリ〔一等訳官〕[79]箕作麟祥ヲ招聘シテ神戸ニ英学ノ私塾ヲ開

---

(77)　公平の志を聞いた木戸は、伊藤に対して「麻田翁嫡子周布金槌多年洋学に志有之候処、年少之事にも有之今節まで専ら漢学修行いたし居、此度歎願仕候而漸上京いたし候。留学地之都合旁兄へも御相談仕見度との事に而態と御地へ罷越候に付、御教示可被下候。至今日候にも実に麻翁などは上等之功人に而、於公私もせめて遺子なりとも世話いたし度と弟も存居申候。何卒御存分に得と御教示之処於弟も相願申候」との書翰を送った（「明治（1）年9月10日伊藤博文宛木戸孝允書翰」伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書　4』塙書房、1976、179頁）。

(78)　「大坂洋学所雇教師ビキロー満期解傭ニ付謝金ヲ贈ル」国立公文書館所蔵『太政類典・第1編・慶応3年～明治4年・第57巻・外国交際・外人雇入』（太00057100）。

(79)　「箕作麟祥」国立公文書館所蔵『職務進退・元老院　勅奏任官履歴原書　転免病

カセラレタ[80]。依ツテ先生ノ塾ニ通学ヲシテ重ニ英吉利ノ文典ノ教授ヲ受ケタ。此時先生ノ代教授トシテ、伊予ノ大村ノ人デ土取忠良ト云ヘル人カ居ツテ親切ニ文典ヲ教ヘタガ（此人ハ、現今、私ノ世話テ、恩給局ニ奉職シテ居ル）、間モナク〔11月〕[81]裁判所カ楠公社ノ近所ニ新設ニナツテ伊藤判事ハ家族ト興ニ裁判所続キノ官邸ニ引移ラレタカラ、私ト外四五人ノ書生ハ裁判所ノ中ニ寄寓シテ伊藤公ノ食客トナッテ此処カラ箕作トビキローノ所ニ暫ラク通学ヲ致シタ。

ビキローハ亜米利加ノ陸軍伍長位ノモノデアツタガ頻リニ小銃ノ取扱方ノ芸古ヲサセタ。之ハ今日カラ考ヘルト運動ノ為メデアツタカモ知レヌ。亜米利加語テ号令ヲ懸ケテ兵卒ノ如ク小銃運動ヲ致シタ。

（12）横浜遊学（幼年学校入学）

翌明治二年一〔3月13日〕月ニ箕作先生ハ朝廷ノ召ニ依ツテ急ニ上京ヲセラレタガ、私モ東京横浜間ニ出テ学問ヲシタイト思ツテ居ツタカラ箕作先生ノ上京ノ跡ヲ追フテ二月〔3月18日〕ノ上旬ニ英吉利ノ商船ニ乗リテ数十名ノ箕作ノ塾生ト同時ニ横浜ニ廻航シタ[82]。此商船ハ二三千噸ノ大キサテ吾々ヲ取扱フタコトハ今日ノ飛脚船ノ下等ノ取扱ヒノ如クテアツタ。此時デモ神戸カラ横浜マデ食事ヲ込メテ日本ノ金

死ノ部』（職00148100）。

(80)　公平は箕作と始めて会った日記に、彼のことを「天下有名之英学者」と記している（前掲注（25）「漫遊秘録　□独庵□（戊辰日記）」（明治元年11月6日条））。

(81)　兵庫県史編集専門委員会編『兵庫県史　第5巻』兵庫県（1980）700頁（阿部真琴執筆部分）。

(82)　「翌二年三月朔日に、木戸公が東京から京都に帰へられる途中、神戸港に着かれ、鐵屋彌五平（専崎彌五平）の宅に宿泊された。其の日私は伊藤博文・田中光顕等と共に、公を訪問して京摂の近情を話した。私と伊藤とは、公と共に神戸丸に同乗して大阪に行き、此処で別れて、三日に二人は神戸に帰へつた。此の時に神戸で、英仏学の教を授けてゐた箕作麟祥（中略）が、朝命で東京に赴くことになつて、廃塾するに決した。そこで私は、神戸にゐられないので、東京に行かうとした。三月十五日京都に出で、此の事を公に話したら、賛成であつて、其の援助で東京に行くことになつたのである」（前掲注（26）「周布公平氏の談話（大正8年5月19日）」393頁）。

十円ヲ支払ツタ。之ハ私ガ始メテ蒸汽船ニ乗ツタノテアル。

〔20日〕横浜ニ着スルト、当時大刀ヲ帯ルモノハ横浜市内ニ宿泊ヲ許サナカツタ為メニ、横浜関内ヲ通抜ケテ吉田橋向フニ設ケラレテ居ツタ関門外ノ野毛ノ戸部坂ノ山ヲ突切ツタ所ニ新ラシキ粗末ナル宿屋カアツタカラ之ニ数名ノモノト同宿ヲシタ。他ノ道連レノ者等ハ外ニ散乱シタ者モアル。翌朝二三ノ友人ト横浜ヲ発シテ、陸路神奈川、川崎、品川ヲ経テ三田西ノ久保通リカラ丸ノ内ノ毛利公ノ藩邸〔神田橋邸〕ニ到ラシタ。当時ノ毛利邸ハ現今ノ大蔵省ノ敷地ニ在ツタ。藩ノ重役ニ上京ノ意図目的ヲ告ケテ邸内ノ長屋ニ寄留ヲ致シタ。小倉右ヱ門助〔衛門介〕〔馬屋原二郎の別名〕、馬屋原二郎、河野光太郎、白上宗一〔河内〕モ此頃私ト後〔アト〕カ先カニ藩邸ニ這入ツタニ依ツテ同宿ヲ致シタ。静間健輔〔介〕モ続ヒテ同宿スルコトニナツタ。藩ノ役人デ重ニ事ヲ司ルモノハ藤井勉三テアツタ。

偖テ東京テ英学ヲ学ブニハ何処ガ良イカト云フコトヲ段々聞合セルト、僅カニ開成〔学〕校アルノミテ外ニ適当ノ学塾モ無カツタ。京都テ木戸公ニ分カレ神戸テ伊藤公ニ分レタ時ニ、東京着ノ上ハ兵部大夫〔輔〕ノ大村益次郎先生ニ就イテ私ノ方向ヲ定メルカ良イトノ注意ヲ受ケタ。依ツテ兵部省内ニ寄寓サレテ居ル大村先生ヲ訪問ヲシテ意見ヲ承リタルニ、先生ハ、近日横浜ニ陸軍ノ幼年学校ヲ設ケテ陸軍ノ士官ヲ仏蘭西式ニ養成スルニ依ツテ此校ノ開設ヲ待ツテ入学ヲスルカ良イト親切ニ教ヘラレタ。私ハ聊カナガラ英学ヲ学ヒ政治学ヲ志ス者デアルカラ陸軍学校ニ入リ更ニ仏学ヲ学フハ前途ノ目的デアリマセヌト申シタラ、先生莞爾トシテ笑ヒ、曰ク将来ノ仕官ハせめテ英仏二ヶ国ノ学問位ハ致サナケレハナラヌ、又当分語学ニ過キナイノデアルカラ所世ノ為メニ政治学デモ他ニデモ如何トモナルニ依ツテ外ニ良キ場所ハ無イカラ先ツ此学校ニ入学ヲスルカ良イト云ハレルカラ、然ラハ先生ノ御厚意ニ従ヒマスルト云ツテ志ヲ定メテ入校ノ日ヲ今ヤ遅シト待ツテ居ツタ。(83)

此間頻リニ箕作先生上京セラレテ外来ノ生徒ヲ多少教授セラレテ居ツタケレ

---

(83)　公平は仏学への転学を拒んだが、箕作がこれを勧めたこともあり決心した（前掲注（25）「漫遊秘録　□独庵□（戊辰日記）」（明治2年4月3日条））。

トモ、既ニ朝廷ノ役人トナラレタ為メニ多忙テ教授ノ暇モ無カツタト見ヘテ私カ築地ニ居ツテ先生ニ通学ヲシタ時ハ多クハ先生ノ弟ガ代教授ヲサレタ[84]。其人ハ箕作麟祥ト菊地大麓トノ間ノ兄弟デアツタト思フ[85]

五月ニ兵部省ヨリ陸軍幼年学校ノ生徒トシテ横浜ノ新設学校〔横浜語学所（陸軍将校正則養成所[86]）〕ニ入学ヲスルコトノ命令ヲ受ケタ。大イニ悦ンテ東京ヲ発シテ神奈川ニ一泊シテ〔5月15日〕翌日横浜太田町ノ陸軍幼年学校〔横浜語学所〕ニ入学ヲ致シタ。此時倶ニ入校シタモノハ十人デアツタガ、其人々ハ小倉右衛門〔衛門介〕助、河野光太郎、河内宗一、静間健輔〔介〕、長井卯一郎、庄司金太郎（雲州）、中巻捨吉（土州）、大久保春野（現今陸軍中将）、西寛一〔二〕郎（薩州）及ヒ私デアツタ。

教授ハ元旧幕ニ雇ハレテ居ツタビラン[87]〔Charles Buland〕ト云ヘル仏蘭西ノ陸軍騎兵士官〔軍曹〕デアッテ可ナリニ日本語ヲ話シタ。通訳兼助教授トシテ旧幕人星野某、酒井某両人テアツタ。

ビラン先生ノ教方ハ書物ニ依ラスシテ主トシテ会話ヲ教授セラレタ。其方法ハ日用ノ詞ヲ毎日幾分ヅツカ書取リサセテ、之ヲ翌日マテニ諳誦ヲサセラレタ。同時ニ其日用ノ詞ニ連レテ最モ必要ナル働詞、助働詞等ノ使方ヲ覚ヘル様ニ致サレタ。為メニ言語ヲ覚ヘルコトニ付イテハ最モ捷路ノ教方デアルト感服ヲ致シテ居ツタ。尚ホ騎兵ノ士官〔軍曹〕テアツタ為メニ毎日一定ノ時間騎馬ノ稽古ヲ致サセラレタ。今デモ馬ニ乗ルコトノ出来ルノハ此時ノ先生ノ御蔭デアツテ、

---

(84)　大槻・前掲注（19）51頁。

(85)　箕作と菊池は、母親が姉妹の従兄弟である。

(86)　大村益次郎先生伝記刊行会編『大村益次郎』マツノ書店（1999復刻）763頁。

(87)　シャルル・ビュラン（1837-1871）は、文科系バカロレア取得後の1858年4月に志願兵となり、元治元年7月21日（1864年8月22日）に横浜に到着した。慶應元年6月10日（1865年8月1日）に騎兵軍曹となった。少尉昇任により帰国命令が下り、明治3年閏10月（1870年11月）に横浜港を発ったが、翌年4月に急死した（明治大坂兵學寮佛國留學生史研究会編『日仏交流黎明期の解明―大阪兵學寮第一期留學生とフランス語教師シャルル・ビュランの足跡と行績―』、2006、93-100頁）、Christian Polak, “Charles Buland（1837-1871）: cavalier et professeur de français”, *France Japan Eco*（116）（2008）, p.64.

幼年ノ時旧藩ノ明倫館ニ於イテ騎馬ノ稽古ヲシタノハ誠ニ僅カナル日数テアツテ殆ト記憶ノナイ位デアル。尤モ明倫館ハ和鞍テアツテ横浜テハ全ク西洋風テアツタ。

教授ハ川勝近江守〔広道〕、旧幕ノ旗下デアツテ旧幕ノ頃太田町ノ陣屋デ仏蘭西学ノ教授ヲスル時研究ヲ致シテ居ツタ人〔横浜仏蘭西語伝習所所長〕ト思ハレル。

此学校テ始メテ規律ノ正シキ生徒ノ教育方テアルト云フコトヲ感シタ。其レハ外出ハ日曜ノ幾時間ト学問ノ能ク出来タモノニハ特ニ水曜日ノ幾時間トノ外出ヲ許ルサレタノミデアル。外出シテモ外デ飲食ヲ為スコトヲ禁シラレタ。大村先生ノ意見ヲ川勝教授ヨリ聞イタノニ生徒ハ校内ニ於イテ成ルヘク能ク待遇シ、成ルヘク良キ食物ヲたべサセテ外ニ於イテ飲食ヲ為スコトヲ禁スルト云フ方針テアツタ。為メニ一人ノ生徒ノ食料費ハ一ヶ月七円五十銭デアツタ。当時ノ書生ノ食料ニ較ヘルト非常ニ高価ナル予算テアツタ。寄宿舎ノ中央ニ廊下カアツテ南側ニ八畳位ノ自修室カアリ北側ニ八畳位ノ寝室ガアル。其寝室ニハ二三ノ寝台ヲ設ケテアツタ。寝台ハ幅三尺位デ今日ノ学校生徒ノ寝台ヨリハ上等デアツタ。私ハ寝台ニ眠リ腰ヲ掛ケテ読書ヲシタコトハ始メテデアツタ。

此ノ如キ取扱デアルカラ生徒一同大イニ満足ヲ致シテ非常ニ勉強ヲシ、廊下ヲ散歩スルニモ仏語ヲ諳誦シ、又徹夜モ内所デシタケレトモ表向キハ夜ハ九時ヲ以テ就眠時間ト定メテアツタ。

一月余リノ後ニ新シキ生徒カ十五人殖ヘタ。此時柏村〔庸之允〕庸、岩国ノ〔小〕千坂〔千尋〕、備前ノ森下其他ノ十五人デアツタ。其後〔明治2年10月〕、又入校ヲシタモノガアツテ、桂太郎（現今ノ桂伯）、楢崎頼三、〔曽禰荒助〕曽根玄三等モ入校サレタ。[88]

（13）大村益次郎の死[89]

明治二年ノ下半期ハ私ノ仏学ノ基礎ヲ作ツタノテアル。何事モナク勉強ヲシテ其年ヲ終ハツタカ、大村兵部大輔ハ京都ニ出張セラルルコトニナツタ。其時

（88）日本史籍協会編『木戸孝允日記　第1』東京大学出版会（1985覆刻）278頁（明治2年10月9日条）。

（89）この節の事実は、大村益次郎先生伝記刊行会編・前掲注（86）による。

風説ニ、大輔ノ身体ニ危害ヲ加ヘントスル者ガアルトノコトデアル。其故ニ、三条〔実美〕公其他大臣方ト各国ノ公使ト何カ談判ノ席上ニ於イテ、英吉利ノ公使パークス〔Sir Harry Smith Parkes〕ガ大イニ憤激シテ、今日本ト外国ト戦端ヲ開ヒタナラバ日本ハ戦ヲ為スコトハ出来マスルカト云フテ攻撃的ニ詰問ヲシタコトガアル。時ニ軍務ノ総監タル大村大輔ハ一言出来マセヌト答ヒタ。果シテ然ラントパークスハ云フテ、手ニ持ツ所ノこっぷヲ投ケテ打割ツタト云フコトカアル。此事民間ニ洩レテ、志士ノ憤激スル所トナツテ大村兵部大輔ノ暗殺ヲ企テタノテアル。

デ大村先生京都ニ行カレルニ付イテ甚タ身上ヲ懸念ニ堪ヘナカツタカラ、同学ノ厩〔馬屋〕原等ト興ニ先生ノ送別ノ時ニ充分用心ヲ致サレル様、且ツ従者ニモ私等ノ懸念ノ次第ヲ話シタコトデアル。先生ハ、今度ハ木曽ヲ通リ極微行ヲ致シテ上京ヲスル積リデ用心ヲシテ居ルカラ安心ヲシロト云ハレタ。然ルニ一朝〔明治2年9月4日〕、京都ノ木屋町ノ先生ノ旅館ニ於イテ乱暴者ノ襲撃スル所トナツテ重傷ヲ負ハレテ、遂ニ右ノ足ヲ和蘭ノ医者ノホーイトン〔Anthonius Franciscus Bauduin〕(90)ト云フモノニ切断ヲ致サセタガ、切断ヲシタ時機ガ十日余モ遅レテ居ツタ為メニ腐敗ヲ致シテ遂ニ衰弱ニ陥リ〔11月5日〕絶命ヲ致サレタ。誠ニ国家ノ元勲、維新当時ノ第一ノ戦略家タル大村益次郎先生カ此ノ如キ無益ノ最後ヲ遂ケラレタノハ実ニ悲ムヘキコトデアル。此殺害者ハ多クハ土州ノ人テアツテ、之カ縛ニ就イテ斬首ノ刑ニ処セラレタ。

此乱暴者ノ乱入シタノハ晩〔暮六ツ頃（午後6時頃）〕刻、大村先生カ木屋〔町〕ノ旅館ニ於イテ鴨川ニ面シタル座敷ニ於イテ来客二名〔静間彦太郎、安達幸之助〕ト小酌ヲ催フシ談話中デアツタガ、玄関ヨリ数名ノ若者抜刀ニテ推入リタルヲ、給仕〔山田善次郎〕、之ヲ支ヘントシテ忽チ一刀ニ斬捨テラレ、兵部省〔兵部省作事方取締〕属兼従者タリシ

---

(90)　商人でオランダ領事のアルベルトゥス・ヨハネス・ボードゥイン（Albertus Johannes Bauduin）は、弟にあたる。彼が来日中に撮影した写真は、当時の社会について知るうえでの貴重な資料となっている。Moeshart, H.J., *Arts en koopman in Japan 1859–1874; Een selectie uit de fotoalbums van de gebroeders Bauduin*, De Bataafsche Leeuw, 2001.

吉冨篤邦ト云ヘル者、暫シ玄関ト奥座敷ノ中間ニ於イテ戦ヒタルモ身ニ数ヶ所ノ重軽傷ヲ負フテ遂ニ倒レタ（後チ全快ヲシテ、数年前迄生活ヲシテ居ツタ）。先生、小酌ノ席ニ乱入ヲシタ時ニハ一人ノ客人ハ窓ヨリ鴨川ノ磧ニ飛下（オ）リタ。下ルト直クニ左モアルヘシト待設ケテ居ツタ所ノ兇賊ハ之ヲ斬殺シタ。一人ノ来客ハ席上ニ立ツテ戦ヒタレトモ是亦不幸ノ最後ヲ遂ケタ。独リ先生ハ自若トシテ動カス燈火ノ消滅シテ暗黒ノ中ニ座シタル侭、短刀ヲ引抜キ上ヨリ斬下ス太刀ヲ受止メツツ居ラレタ。兇賊ハ最早充分ノ太刀答モ致シタコトデアルカラ先生ヲ斬殺シタモノト考ヘテ逃失セタ。実ニ先生ノ胆力ハ非凡ナルモノテアツテ、其時狼狽ヲセラレタナラバ必ズ生命ノ無ツタノデアツタ。一歩モ座ヲ動スシテ従容自若トシテ居ラレタ為メニ却ツテ生命ヲ全フセラレタノテアル。然ルニ残念ナルコトニハ当時医術カ進歩シナカツタ為メニ、ボートイント云ヘル医者カ大坂ニ居ツタノヲ呼寄セラレタケレトモ時機カ遅カツタ為メニ、数週間ノ後ニ遂ニ絶命ヲセラレタ。之ヲ明治廿二年ノ大隈〔重信〕伯ガ東京外務省ノ門前デたいまないとニテ右ノ足ヲ打摧カレタノニ較ヘテ見ルト、当時医術ノ進歩ト時世ガ進ミ暫時モ時機ヲ失セザル手術ニヨツテ大隈伯ハ今日健全ニ生命ヲ全フシテ居ラレルノデアル。二十前ノ前後ヲ比較スレバ医術ノ進歩ハ著シキモノデアル。又遭難ノ場所ノ便利不便利ニ依ッテ人ノ幸不幸ガアルノデアル。而シテ此大村先生ノ凶変ガ横浜ノ学校ニ伝ツタ時ハ、私始メ生徒一同落胆追悼ノ至リニ絶ヘナカツタ次第デアル。

大村先生ガ東京ヲ発シテ京都ニ行カレタノハ大坂ニ陸軍大学校〔兵学寮〕ヲ設立スルコトノ談判ノ為メテアツタ。京都ニ大村先生カ大学校〔兵学寮〕ヲ設立サレルト云フカラ、如何ナル考テアルヤ、今日聖上モ都ヲ東京ニ移サレ政府モ東京ニアツテ諸般ノコト皆東京カ中心ニナツタノニ、何故先生ハ大坂ニ陸軍ノ学校ヲ新タニ立ツルカト云フコト尋問ヲシタコトガアル。先生曰ク、現今関東地方ハ総テ平定ニ帰シタ。今後ハ関西地方ニ一動乱カ起ルコトノ懸念ガアル。之ヲ鎮圧スルニ陸軍ノ根拠ヲ大坂ニ定ムルヲ得策トスルト云フコトヲ答ヘラレタ。後ニ此先生ノ言ヲ追惣スレハ西南ノ役、佐賀ノ乱、長州ノ騒擾等皆、先生ノ予言ノ如クテアツタト思フテ益々其卓見ニ感服スル訳デアル。

（14）幼年学校・大坂城移転・退学

先生薨去セラレテ陸軍ノコトハ山田顕義（後ニ山田伯）カ其遺志ヲ次カレテ兵部大〔丞〕掾トシテ大坂ニ出張セラレ〔12月〕大坂城内ニ陸軍〔兵学寮青年学舎〕青年学校ヲ開設セラレタ。〔兵学寮青年学舎〕青年学校ハ各藩ノ壮年ノ陸軍士官ヲ仏蘭西式ニ作成教養スル目的デアツタ。〔兵学権頭〕原田一道氏カ青年学校ノ教頭トナラレタ。〔明治3年4月〕横浜ノ〔横浜語学所〕幼年学校モ亦大坂ノ城内ニ転校ヲスルコトニナツタ。(91) 明治三年ノ五月ニ学校ノ生徒ハ悉ク横浜ヨリ外国ノ蒸汽船ニ乗ツテ神戸ニ航海シ、神戸ヨリ上陸シテ大坂城内ノ旧櫓門ノ二階ニ合宿ヲ致シタ。

此時ノ蒸汽船ハ飛脚船テアツテ食物ハ広キ食堂ニ於イテ西洋料理ヲ食ハセタ。始メテ西洋料理ノ旨キ味ヲ知ツタ時ハ此時デアル。

大坂ニ着シテ見ルト学校ハ設立忽々ノ際デアツテ諸事不整頓ヲ極メテ、横浜ノ学校ト正反対ニ食物其他全体ニ待遇ガ悪ルク兵卒的テアツテ士官的デナカツタ。其上稽古モ容易ニ始ラナカツタ。荏苒不平ニ日ヲ送リツツアツタ為メニ生徒一同原田校長ニ対シテ悪感ヲ抱キ大イニ反抗ヲ致シタ。此反抗ノ為メニ青年学校ノ生徒テアツタト思フガ、退校ヲ命セラレタ者ガ数名アツタ。幼年学校ノ方ハ身体検査ヲ挙行スルト云フコトニナツテ〔中典医〕緒方〔惟準〕（当時ノ医学ノ大家緒方博士）ノ試験ヲ受ケルコトニナツタ。既ニ横浜テ入校ヲシテ今日迄学問ヲ致シ来ツタノヲ更ニ大坂ニ於イテ身体検査ヲ挙行スルト云フノハ甚タ不都合ナコトデアルトテ、一同大イニ不平デアツタ。寧ロ此際退校ヲ望ムト云フ所ノモノガアツテ其等ノ人々ハ先以テ緒方先生ニ其意思ヲ通シテ居ツタノデアル。

私モ元来政治学ニ志シテ居ツタノデ陸軍士官ノ志願デナイカラシテ、此際退校ヲ致サウト思ツテ自分ハ幼少ノ頃痔〔瘻〕瘻ヲ病シテ居ルカラ其事実ヲ申込ンテ置イタノテアル。果シテ検査ノ結果不合格トナツテ生徒ヲ免セラレタ。之カ明治三年〔6月12日〕七月頃デアツタ。(92)

---

(91)「横浜語学所ヲ大坂兵学寮ニ移ス」国立公文書館所蔵『太政類典・第1編・慶応3年～明治4年・第106号・兵制・陸海軍官制』（太00106100）。

(92)「〔周布公平履歴関係書類〕」『周布公平関係文書』（410-5）。

(15) 再び横浜遊学の事

一度郷里ニ帰ツテ家事ヲ整理シ金策ヲナシテ、更ニ八九月頃、横浜ニ向ツテ遊学ニ出懸ケタ[93]。横浜テハ現今ノ裁判所あたりノ素人屋ニ四五名下宿ヲシテ居ツテ、仏蘭西人ノビジヨント[94]云ヘル人ノ所ニ通学ヲシテ仏蘭学ヲ学ンタ。此ビジヨント云ヘル人ハ横浜〔横浜語学所〕幼年学校ノ大坂ニ引移ル前ニビランノ補助トシテ雇ハレテ居ツテ教授ヲ受ケタ人デアル。尚ホ横浜〔横浜語学所〕幼年学校ノ習字ノ先生ニサミー[95]〔Louise Samie〕ト云ヘル仏蘭人ガアツタ。此人ハ非常ニ文字ノ上手ナ人デアツタ（十年計リ前ニ、横浜ニ於イテ亡クナツタト云フコトデアル。尚ホ仏蘭西ノ公使館ノ書記生ニナツテ居ツタト云フコトテアツタ）。横浜テ学問ヲスル内ニ長藩ノ政府ノ重ナル役人ニ向ツテ早ク私ヲ洋行致サセテ貰ヒタイト云フコトヲ屢々請願ヲ致シタノテアル。此請願ニ付イテ専ラ尽力ヲ致シタノハ朝廷ノ役人テハ木戸公、広沢公テアツテ、又藩ノ役人トシテハ杉孫七郎、野村素〔介〕助両人テアツタ。遂ニ其明治三年ニ政治学修業トシテ仏蘭西ニ留学ヲ命スルト云フ辞令書ヲ急ニ藩主カラ拝受シタ[96]

---

(93) 「当節は定而横浜御滞学と奉察候」（「明治（3）年8月12日周布公平宛杉孫七郎書翰」尚友倶楽部史料調査室＝松田好史編・前掲注（23）46頁）。

(94) 横浜仏蘭西語伝習所教師であったビジョン（ブラン）は、明治5年から9年まで東京外国語学校教諭を務めた（西堀昭『増訂版日仏文化交流史の研究』駿河台出版、1988、5頁）。

(95) サミーは、「1870年に兵学寮に雇い入れられたが、2年語に暴行事件を起こし解雇された。彼は1880年になって、再びフランス領事館の2等書記として雇用されている」（澤護『横浜居留地のフランス社会』敬愛大学経済文化研究所、1998、55頁）。

(96) 田中隆二が紹介する馬屋原の履歴書に、「三年十月頃　一　藩費ヲ以テ海外留学ヲ命セラル」とあるので（田中・前掲注（28）48頁）、公平に「辞令書」が下りたのもこの頃であろう。

（16）留学[97]

①米国

明治四年一月四日ニ亜米利加ノ飛脚船テ欧羅巴ニ出立スル積リテアツタ所、同行ノ内ミツ〔光〕田〔光妙寺〕三郎カ病気ニ罹ツテ下谷ノ大学病院ニ入院ヲスルニ付イテ、友誼上先キニ出立スルニ忍ヒス一船延引ヲ致シタケレトモ尚ホミツ〔光〕田ハ全快セサルニ依ッテ、〔明治2年〕二月四日〔（1869年3月16日）〕、亜米利加ノ飛脚船ワシントン号ニ乗ッテ横浜ヨリサンフランシスコニ向ツテ出発ヲ致シタ[98]。此日ハ天気晴朗デアツテ、友達ニ見送ラレテ誠ニ愉快ニ郷里ヲ離レタ。同行者ハ厩〔馬屋〕原二郎、河野光太郎二人テアツタ。偶々同船ヲ致シタ日本人ハ刑部省ヨリ亜米利加ニ留学ヲ命セラレタ児玉淳一郎[99]ト、英吉利ニ留学ヲ命セラレタ〔刑部省権大録〕村田保、冨田貞次郎、曽谷玄〔言〕成〔大学〕、海軍ノ医師長井某〔長義〕、芸州ノ国佐藤某〔柳川藩〕、肥前人丹羽隆一郎〔龍之助〕、村地佐市〔正治〕、日向ノ人小倉新〔処〕平ト私ト以上十二人テアツタ。

総テ上等船客テ、船中ニアツテハ特ニ一ツノてーぶるヲ設ケテ一堂デ朝夕ノ食事ヲ致シ、皆壮年ノ書生テアルカラシテ毎日談笑湧クカ如ク、毫モ船暈モ感セズ二十二日ニシテ〔2月26日（4月7日）〕さんふらんしすこニ無事到着ヲ致シタ。

船中肥前ノ人達ハ随分人ノ悪ルイ書生デアツテ、一番年長ナル村田保ヲ揶揄（カラカ）ヒ、少シク開成学校ニテ英語ヲ学ンテアツタモノタカラ村田ノ詞ヲ知ラナイノヲ附込ンテ間違ツタ詞ヲ教ヘテぽーいニ笑ハレタリ、怒ラレタリサセタコトガアツタ。其例ヲ挙ケレハ、村田ガ水ヲ呉レロト云フ代リニ私ハ気違デアルト云フコトヲ教ヘタコトテアル。村田ハ漢学者テアツテ既ニ妻子ノアツタ人ト見ヘテ、衣服モ他ノ者ト違ヒ日本服ニ小袴ヲ着ケテ毎日船ノ舳ニ立ツテ西ニ向ツテ愁傷ノ体デ遙カニ故国ヲ望ミ居ツタ等ノコトカラシテ他ノ若イ者共ハ大イニ軽

（97）旅程の日付・地名は、前掲注（25）「漫遊秘録　□独庵□（戊辰日記）」にしたがった。

（98）「（前略）二月三日に、三人が公を訪問して各別を告げ、翌四日横浜を出帆したのである」（前掲注（26）「周布公平氏の談話（大正8年5月19日）」394頁）。

（99）弘化3年（1846年）生まれの児玉は公平の従兄（伯父児玉伝兵衛説久の三男）で、義兄であった留槌の弟にあたる（前掲注（54）「山口県士族児玉家継嗣ノ儀伺」）。

蔑ヲシタ。

〔明治2年6月から明治3年11月まで〕

児玉氏ハ其前ニ一年程亜米利加ニ行ツテ居ツテ一旦日本ニ帰ツテ再ヒ出懸ケタノダカラ[100]、外国ノ事情ニモ通シ詞モ出来タカラシテ日本人一行ノ先達トナツテ懇切ニ世話ヲサレタ〔。〕」サンフランシスコニ入港シタ時ハ、左ノ方面ニ礮台ヲ望ミ右ノ方ニ向ツテ遠ク桑港ヲ眺タル時ノ景色ハ何トモ云ヘナイ壮快ナ心持テアツタ。

横浜ト桑港ノ間ニ於イテ一艘ノ飛脚船ト行遭フタ計リデ外ニハ横浜ヤサンフランシスコニ近キ所デ白鳥ノ船上ニ翩翻タルヲ見タノミテアル。

桑港ニハ既ニ日本ノ名誉領事ガ置カレテアツテ、ワシントン号カ着スルヤフロツク[101]〔Charles Wolcott Brooks〕ト云ヘル名誉領事ハ迎ニ来テ、繋船岸ヨリ直チニ馬車ニ乗リ税関ヲ通過シテ市中ノカランドホテルニ誘導ヲサレテ各二階三階ノ一室内ニ這入ツテ始メテ西洋ほてるノ状況ヲ見タノテアル。

先ツ愉快ヲ感シタノハ、寝間ニ洗面台カアツテ水ハ自由ニ水管ヨリ来リ瓦斯燈ノ明リヤ食堂ハ非常ナ広大ナルモノテアツテ、万国ノ人々ハ沢山ニ衣服ヲ正シテ一堂ニ食事ヲシツツアツタ。

当時此ガランドホテルハ余程大キナモノト思ツテ居ツタカ、明治十八年ニ重子テ桑港ヲ通過シタ時ニパレースホテル（イヅク）ト云ヘルニ止ツタ。昔ノコトヲ思出シテガランドホテルハ何処ニアルヤト尋子タレバ、宿ノモノカ三階ヨリ下ヲ望ンテ彼（ア）ノ建物テアルト指シタ。其ほてるノ建物カ小サクシテ屋根ノ低キニ驚イタ。十四五年ノ間ニ桑港ノ発達ガ非常テアツテ以前ノ大イナルほてるハ今ハ誠ニ小サキほてるトナツタノデアル。

---

(100)「退職判事児玉淳一郎特旨叙位ノ件」国立公文書館所蔵『叙位裁可書・大正5年・叙位巻11』（叙00490100）。

(101) チャールズ・ウォルコット・ブルックス（1833-1885）は、民族学に魅せられた貿易商であり作家であった。“Japanese Wrecks in the North Pacific from 1800-75”,“The Kuro Siwo or Japanese Gulf Stream”といった著作がある。“Charles Wolcott Brooks,” *Daily Alta California*, August 17. 1885（https://cdnc.ucr.edu/?a=d&d=DAC18850817.2.4&e=-------en--20--1--txt-txIN--------）（最終閲覧日：2023年5月24日）。

ブロツク氏ノ親切ナル世話ニ依ツテ一両日桑港ノ市中及ヒ近傍ノ名勝ヲ見物致シテ、〔3月1日（4月12日）〕一同ニューヨルクニ向ツテ桑港ヲ出立致シタ。

桑港デ見物シタ内ニハ大蔵省ノ造幣局カアツテ、十円、二十円ノ金貨カ非常ニ沢山ニ貯蓄シテアツタノニ驚イタ。又、名所トシテハ海岸ノ海獣カ水上及ヒ岩上ニ群遊ブ所ガ珍ラシク感シタ。

汽車デ走ルコト十二昼夜ニシテ〔3日（14日）〕サクラメント〔オグデン〕ト云フ大イナル駅ニ到着ヲシタ。是レヨリ右ニ折レテ凡ソ二時間計リテモルモン宗ノソートレーキ室ヲ見物ニ参ツタ。此町ハ一夫多妻主義ノモルモン宗ノ開山ブリガムヨング〔Brigham Young〕氏カワシントン其他耶蘇国ヨリ追放サレテ此土地ニ来ツテ始メテ開墾ヲシタノデアツタ。大イナル塩気ノアル湖水ガアル、又高山ガ巍峩トシテ風景ハ佳絶デアル。教会堂ハ屋根カ丸キ形ヲシテ数千人ヲ入レルニ良イト見受ケタ。温泉モアツテ数十人同時ニ遊泳ノ出来ル浴場モアツタ。馬車ニ乗ツテ見物ニ廻ハル時ニ彼ノ村田保ヲ馬車ノ前ニ馭者ト共ニ乗セテ居ルカラシテ、其日本服ノ異様ナルモノヲ見テ多数ノ見物カ附纏ツタコトガアツタ。此地ニ一泊ヲシテ再ヒサクラメント〔オグデン〕ニ帰ツテ、〔7日（18日）〕本鉄道筋ノチカゴー迄行ツテ、又一泊ヲシテチカゴーカラ〔9日（20日）〕ワシントンニ行ツタ。

ワシントンニハ〔大蔵少輔〕伊藤公カ大蔵省ノ事務視察トシテ参ツテ居ラレテ、〔10日（21日）〕私等ヲ誘導シテ大蔵省ノ各課ト議院ヲ見セラレ色々亜米利加ノ事情ニ付イテ話ヲセラレタ。土州ノ〔通商正〕中島信孝〔行〕、予州ノ〔元山口藩権参事〕木梨眞一モ伊藤公ト共ニ居ラレタ。

〔明治3年閏10月〕ワシントンニ始メテ帝国ノ公使館ヲ置カレテ森有礼氏ガ公使デアツタ当時、普仏戦争ノ後デ仏蘭西ニハ内乱ガ起ツテ騒擾ヲ極メテ居ツタ。其シテ森氏ノ説ハ、仏蘭西ニ行クヨリハ同文同語ナルベルギー国ニ行ヒテ暫ク学問ヲスル方カ良カラウト忠告ヲセラレテ、〔12日（23日）〕此事ヲワシントン駐在ノベルギー公使ニ相談ヲセラレタ。公使、大イニ同情ヲ表シテ、私等ニ添書モ呉レラレテ直接ニ本国ノ政府ニモ申遣ハサレタノト見ヘル。[102] 森氏ノ説ニ従フ

（102）ベルギー外務省へ送られた書翰の中で彼らは、「高貴な階級（de classe noble）」

テ方向ヲ転ジテベルギー国ブラツセル市ニ行クコトニ致シタ。[103]

ワシントンニ居ルコト数日ニシテ〔13日（24日）〕ニューヨルクニ向ヒ、両三日見物ヲ致シテ〔19日（30日）〕英国レバブール港ニ向フテ出帆ヲ致シタ。

ニューヨルクニ於イテ始メテ立派ナルふろッくこーとノ注文ヲシタガ其時ノ値ガ一揃六十弗デアツタ。今日ノ値ト余リ違ハナイ様ニ思フ。

②英国

ニューヨルクデ児玉淳一郎ニ分カレタ。他ノ十一人ハ英吉利ニ向ツタ。〔4月1日（5月12日）〕レバブールニ到着シテ停車場構内ノほてるニ止ツテ、〔2日午前11時〕夜分汽車ニ乗ツテ、〔2日(13日)午後5時半〕翌日ロンドンニ到着致シタ。

其ほてるニ於イテ十七ヶ国ノ詞ヲ話スト云ツタ案内者ガ居ツテ能ク世話ヲシテ呉レテロンドン迄送ツテ来タコトヲ記憶シテ居ル。

ロンドンニハ長州人ノ〔河〕川北義次郎〔俊弼〕ガ留学ヲシテ居ツテ、〔3日（14日）〕[104]停車場テ吾々ヲ迎ヒテ宿屋ヤ万般ノコトヲ親切ニ世話ヲシテ呉レタ。〔河〕川瀬真孝、毛利幾之進〔親直〕、南貞助等ノ長州人カ居ラレタガ、南氏ハ〔アメリカン・ジョイント・ナショナル・エージェンシー〕或銀行ノ〔取締役〕重役トシテ銀行ノ二階ニ剛然トてーぶるヲ構ヒテ居ツテ、吾々ヲ驚カシタ、ケレドモ此銀行ハ年ナラスシテ〔明治5年10月〕破産ニ遭フテ、木戸公其他ノ日本人ノ預ケ金ヲ多ク失フタコトカアル。[105]

と紹介されている（文末資料（1））

(103) 大正8年の聞き書きでは公平は、以下のように留学先の変更は伊藤に促されたと述べている。「（前略）伊藤が紙幣発行銀行設立の調査で、先づ行つてをられた。そして私共は、初め仏蘭西に行くことになつてをつたが、伊藤が弁務使森有礼の前で、普仏戦争の余燼があつて、独逸兵が巴里に駐屯してゐるから、白耳義で勉強するがよいと言はれた。是は白耳義の公使に謀つてのことであつて、私共は茲で方向を変えて、白耳義に留学したのである」（前掲注（26）「周布公平氏の談話（大正8年5月19日）」395頁）。

(104) 前掲注（25）「漫遊秘録　□独庵□（戊辰日記）」（明治4年4月3日条）によると、この日河北には会えなかった。

(105) 菅原彬州『岩倉使節団と銀行破産事件』中央大学出版部（2018）。

幸ニ私等ハ金カ払底デアツタ為メニ預ケナカツタノテ損モ無カツタ。

③ベルギーブラッセル着

ロンドンニ於イテ〔馬屋〕厩〔二〕原次郎カ熱病ヲ煩ツタ為メニ一二週間逗留ヲシタ。其レデ多クノ友達ト分カレテ〔19日（30日）〕〔馬屋〕厩原、河野、長井[106]ノ三名ト英国ロンドンヲ発シ、ドバ港ヨリパードカレーナル英仏海峡ヲ渡ツテ、〔20日〕ベルギー国〔アントワープ〕オーステン港ニ上陸ヲシテ直チニブラッセル市ニ到着ヲ致シタ。

宿ヲ取ツテ、〔21日（6月1日）〕第一ニ外務省ニ〔馬屋〕厩原、河野ト興ニ罷越シテ外務次官ランヘルモン〔Auguste Lambermont〕[107]氏ニ面会ヲシテ、ワシントンヨリ所持セシ該国公使ノ書簡ヲ差出シテ吾等留学ノ目的ヲ申出テ万般ノ世話ノ依頼ヲ致シタ。[108]

此時ハ私ガ一人少シ計リ英仏ノ詞カ分ツタニ依ツテ、必要ナル事柄ハ仏蘭西文ニ認メテランヘルモン氏ニ見セテ可ナリニ吾々ノ意思ヲ通シタノデアル。

ランヘルモン[109]氏ハ始メテ日本帝国ヨリ留学生カ参ツタノテアルカラ非常ニ

（106）日記には、長井はすでに5月20日に、上野敬輔とともにベルリンに出発したと記している（前掲注（25）「漫遊秘録　□独庵□（戊辰日記）」（明治4年4月9日条））。

（107）ランベルモン男爵（1819–1905）は、農家の家系に生まれた。ルーヴェン大学で法学を学んだ後、1842年、外務省の貿易局に入り、1859年には事務次官（secretaire général）に任命された。すぐにランベルモンは、ベルギーにとって非常に重要な商業条約を締結するための外交交渉の中心となった。商業の自由が保障された時代の最大の問題は、スヘルデ川の航行料金であった。オランダとのスヘルデット航路の自由化交渉は、すべてランベルモンが主導し、1863年の条約締結に至った。ランベルモン男爵は63年間外務省で勤務し、そのうち45年間最も重要なポストだった事務次官についていた。ベルギー王国の19世紀後半の外交をリードした第一人者であった（Andre de Robiano, *Le Baron Lambermont: Sa Vie et Son Œuvre*, Bruxelles: Schepens, 1905）。

（108）日記には、初めて外務省を訪れた日にはランベルモンには会えなかったと記している（前掲注（25）「漫遊秘録　□独庵□（戊辰日記）」（明治4年4月21日条））。

（109）植民地獲得に野心を持つ国王レオポルト2世の下、ベルギーは、世界各地でこれ

悦ハレテ、親切ニ監督ヲ致シ、何ナリト世話ヲスルト云フコトヲ答ヘラレタ。(110)

元来此外交官ハ喜怒哀楽ヲ色ニ現ハサザル人テアル。何時面会シテ見テモ正直ナル質朴ナル御爺様（ヂーサン）トシカ見ヘナイ。世界一流ノ外交家テアツテ当時既ニ五十歳位テアツタカ、昨年千九百五年九十餘歳テ薨去サレタ。外務次官タリシコト五十年計リテアツタ。

昨　年〔明治38年〕〔神奈川県参事官・勧業課長〕秦豊助氏カベルギー リエージユ府ノ万国博覧会ニ横浜ノ出品協会ノ委員総代トシテ出張ヲセラレタ時ニ、〔陶芸家〕宮川コーサン〔香山〕製造ノ花瓶ニ書簡及ヒ私ノ写真ヲ添ヒテ秦氏ニ托シテランヘルモン氏ニ贈ツタ所、秦氏ノベルギーニ到着セラルル少シ前〔3月7日〕ニ、ランヘルマン氏カ薨去セラレタ為メニ是等ノ贈物ハ届カナカツタノデ誠ニ遺憾千万デアル。殊ニランヘルモン氏ハ終身妻ヲ持タスシテ僅カニ夫人ノ兄弟一人アツタナレドモ、是亦同氏ト前後シテ亡クナラレテ、贈物ヲ届ケル遺族ハ無ク、空シク其侭ニナツテ仕舞ツタ。

に関する試みを行ったが、その一つに、中国や日本において影響力を強める可能性を探るための極東探検会社（Société pour l'exploration de l'Extrême-Orient）の設立計画があった。ランベルモンはこれについて、「このようなベルギー的かつ国際的な会社は、次第に中国と日本にとって、インド会社がヒンドゥスタン帝国にとって、旧オランダの会社がジャワ島にとってそうであったようになるであろう」と述べている（De Robiano, *op.cit.,* p.66）。極東探検会社は実現しなかったが、中国と日本に進出し、リエージュ州などにある鉄鋼業の発展を支援するという野望は、1870年代前半にますます重要性を増していった。ランベルモンも、極東への進出の試みを鋭い眼差しで追い、中国と日本におけるベルギーの利益に最も適した人物との会談を行うなどしていた。「中国でも日本でも、大国はその政治的影響力のすべてをもって貿易を支援し、その輸送は強力な船会社によって支援されていた。したがって、法律上でなくとも、少なくとも事実上、特権的な状況にある海外市場を保有することに、かなりの関心があったようである」（De Robiano, *op.cit.,* p.74）。中国や日本への植民地権益獲得という考えが抱かれていた当時、ランベルモンが、将来日本で高い地位に付く可能性のある留学生に関心を抱いていたとしても不思議ではない。

(110) ベルギー政府は、教員から学習状況を報告させるなど、彼らのことをかなり丁寧に遇していた（文末資料（3）、(6)）。

ランヘルモン氏ノ世話テ、私ト厩〔馬屋〕原ト河野ガ別々ニ中学校ノ校舎ノ私宅ニ寄留スルコトニナツタ[111]。私ノ先生ハエン子ベール〔Hennebert〕[112]ト云フ人テ、中学校ノ文字ノ教官デアツタ。宅テ毎日数時間先生ニ就イテ稽古ヲ致スト同時ニ、日中ハアテ子ーロワイヤル〔Athénée royal de Bruxelles〕ト云ヘル官立ノ中学校ニ通学ヲ致シテ、文典、地理、歴史、算術等総ヘテ中学ノ教科ヲ修メタ[113]。厩〔馬屋〕原ハ算術ノ先生ノセルウエー〔J.Servais〕[114]氏ノ宅ニ入リ[115]、河野ハ他ノ教員〔Schaarbeer〕[116]ノ内ニ這入ツタ。

私ノ寄寓シタ土地ハ、サンジヨステンヌード〔Saint-Josse-ten-Noode〕区ノリュー

---

(111) ベルギーの記録では、フランス語学習を進めるためという理由から、彼らが別居を希望したとされる（文末資料（2））。

(112) Verellen, *op.cit*., p.13. 公平は、彼のもとでフランス語の能力を大きく伸ばした。アテネ・ロワイヤル・ドゥ・ブリュッセルに入学する前の数ケ月で、日常使用する物の名前、文法、辞書学、構文を、文法を学び始めて約１ヶ月後にはヨーロッパの地理を学習した。入学後も個人指導は続き、その結果、1872 年 3 月には、「Shou さんは、比較的簡単に会話ができるようになった。さらに、字を書くことに挑戦し、ある程度できるようになっている。彼は、若い同胞に宛てたフランス語の手紙をときどき見せてくれる。これらのエッセイは完璧とは言いがたいが、間違いは少なくなってきている。」（原文：“ M. Shou converse maintenant avec assez de facilité. Il s’essaie même, avec un certain succès, à la rédaction. Il me montre de temps en temps les lettres qu’ il adresse en français à ses jeunes compatriotes. Ces essais sont loin de parfaits, mais il y a de moins en moins de fautes.”）と評されるレベルになった。

(113) 公平が在籍したのは、6年生より始まり1年生で終わる専門課程である。1871年10月に彼は5年生となり、4年生のいくつかの授業を受けた。（文末資料（3））。1872年から1873年の学年では、フランス語、英語、歴史、地理、数学、商学、貿易、力学を学んだ（文末資料（6））。そして 1873 年から 1874 年の学年では、数学、フランス語、英語、そして専門課程 4 年生の商業コースを受講し、歴史と地理も学んだ（*Ibid*., p.16）。

(114) *Ibid*., p.15。

(115) 馬屋原は 1872 年 5 月にリエージュに移り、フクルール（Foccroulle）に学びながら、アテネ・ロワイヤル・ドゥ・リエージュに通うことになった（文末資料（5））。

(116) Verellen, *op.cit*., p.16注（87）。

マルテレージ〔Rue Marie Thérèse〕街ノ四十五番地デアツタ。此内デ明治四年五年六年ト世話ニナツテ居ツテ、居ツテ初メノ間ハ勉強ヲシテ教ヒテ呉レタケレトモ、細君カ病気ニ罹リ、彼是ノ為メニ大イニ宅デノ教授ヲ怠ルコトニナツテカラ、此内ヲ出テ暫時下宿ヲ致シタ[117]。間モナク、コンベルバツチ〔A.Hardy〕[118]ト云ヘル人ノ内ニ寄宿ヲ致シテ、此人ハ英国スコツトランドノ人デアツテ、ベルギー人ヲ家内トシテベルギーニ入籍シタモノデアル。耶蘇教学校ノ英語ノ教師テアツタ。為メニ宅ニ於イテ英学ヲ修業スルコトニ便益ヲ以テアツタノテアル。相変ラス学校ニ通学ヲシ、宅ニテ稽古ヲ致シテ居ツタガ、明治七年ニ突然文部省ヨリ留学ヲ免シテ帰朝ヲ命セラレタノデアル[119]。

初メ長州藩カラ留学ヲ命セラレタケレトモ、明治四年〔7月〕ニ藩籍〔廃藩置県〕奉還トナリ、大名ハ廃セラレテ知事ト変ツタニ依ツテ、藩々ヨリ留学ヲ命セラレテアツタモノハ文務〔部〕省ノ留学生ト変ツタノテアル。〔明治6年〕九鬼隆一ト云フ人ハ文部次官〔文部省七等出仕〕テ欧米ヲ巡回シテ、帰国シテ如何ナル詮議振リ〔破損〕一旦留学生

---

(117) ベルギーの記録では、ヘネベールのもとを離れたのは、より多くの科目（特に数学に関するもの）をとるために、彼が学校のより近くに住むことを望んだためとされる（文末資料（5））。

(118) ベルギーの記録では、公平は1873年2月19日にハーディー（アルディ）のもとに移ったとされる（文末資料（5））。

(119) このために公平は、6年制の専門課程に特別に終えることになった（Verellen, *op.cit.*, p.16）。なお彼のベルギー留学中、岩倉使節団が当地を訪れた。「（前略）六年二月十七日に、白耳義に着かれ、翌日私は河野光太郎と共に、其の旅行を訪問したのである。ついで私共は、木戸公と大久保公とをワーテルローに案内した。其の時、二頭立の四人乗の乗車で、白耳義の都の王宮に連隣して、町内を見下すことの出来るホテルに泊まられた。そして両公の馬車に同乗したのは、私と馬屋原次郎とであつた。私が専ら通弁で、途中に種々の話をした。また奈翁第一世の敗北した地理、其の他を詳細に案内者に説明さしてホテルに帰へり、一同が食事をした。木戸公の白耳義滞在中に、其の政府から学務局長や視学官・学事監察官などへ、日本留学生を待遇すべく命じた。当時私と次郎・光太郎の三人が日本の留学生で、後に光田三郎が（後の光妙寺三郎）来て、都合四人になつたのである」（前掲注（26）「周布公平氏の談話（大正8年5月19日）」396頁）。

ヲ悉ク免セラレタノデアル。[120]

其頃私ノ兄繁澤克明ハ、英国スコツトランドニ留学ヲシテ居ツタ。之ハ明治五年デ、工部省ヨリ留学ヲ仰附ケラレタノテアル。[121] 非常ノ勉強家テアツテ、自分ヨリ先キニ留学ヲシタモノハ有ツタニ依ツテ是等ニモ劣ラサル為メニ過度ノ勉強ヲ致タサシタ。不幸ニシテ病気ニ罹ラレテ学問ヲ中止スルノ止ムヲ得サルニ至ツタ。

〔明治7年10月〕[122] 之カ看護ノ為メニブラツセル市ヲ去ツテ、私ハ英吉利ニ行キ、[123] スコツトランドノエヂンバルグヨリ兄ヲ連レテロンドンニ出デ、ロンドンデ暫ク或医者ノ内ニ入院ヲサセテ置キ、尚ホ海岸ノヘスチングト云フ所ニ転地サセテ色々療養ヲ尽シタ。此際看護ヲスル傍ラ教師ヲ雇フテ英吉利ノ憲法、諸法令、歴史等ノ研究ヲシタノデアル。[124]

（17）帰国（明治８年）

明治八年ノ〔11月〕冬[125]、兄ト興ニロンドンノテームス河ヨリ商売船ニ乗ツテ出発ヲシテ、海上六十日計リヲ費シテ〔明治9年1月〕一二月頃ニ横浜ニ帰ツタ。[126]

此船ハ商売船デハアルケレトモ傍ラ乗客モアツテ船長ハ親切デアツテ食物等

（120）明治6年12月25日太政官（達）。

（121）大蔵省『工部省沿革報告』（1889）618頁。

（122）Verellen, *op.cit*., pp.11.

（123）「繁沢兄御病気に付而は不一形御苦慮成候御事と奉存候。（中略）老兄御看護迄之義は逐一承誠以御気毒千万奉存候」（「明治7年10月9日周布公平宛杉孫七郎書翰」尚友倶楽部史料調査室＝松田好史編・前掲注（23）46頁）。

（124）兄弟の滞英費用は、杉孫七郎が工部卿の伊藤博文らに掛け合い、公費による支出を認めさせた（「明治（8）年9月7日周布公平宛杉孫七郎書翰」同上50-52頁、「英国留学生繁沢明克病気療養并弟金槌看護中諸費支給ノ儀上申」国立公文書館所蔵『公文録・明治8年・第82巻・明治8年5月・工部省伺（布達）』、公01464100）。また滞英していた長州藩出身の刺賀超介も、繁沢の看病にあたった。

（125）同上「明治（8）年9月7日周布公平宛杉孫七郎書翰」50頁。

（126）「帰郷願」『周布公平関係文書』（274-11）。

モ充分デアツタ。只乗客ガ少ナイカラ却ツテ家族的ノ生活ヲナシテ不健康体ノモノノ旅行ニハ便益ガアツタノテアル」。

東京ニ帰ルト〔宮内大輔〕杉孫七郎ノ世話テ赤坂ノ一ッ木町ノ檜了〔介〕輔氏方ニ寄宿ヲ致シタ。檜了〔介〕輔ハ元僧侶デアツテ磊落無邪気ナル人デアツタ。私ヲ評シテ、君ハ陛下ノ侍従ニ適当スル人物デアルカラ侍従ニナツタラ誠ニ宜シカラウト屢々云フタコトガアル。檜ノ近所ハ芸者屋ノ沢山アル所テ欧羅巴カラ帰リテ謹直ニシテ道徳談モ色々説イタカラ、檜ハそんなコトヲ云フタンダラウ。

数週間東京ニ滞在ノ後、兄ト興ニ山口県大津郡三隅村ニ帰ツタ(127)。無論東海道ノ蒸汽車モ無イ頃テアルカラ、横浜カラ船ニ乗ツテ馬関迄行ツテ馬関ニ上陸ヲシテ馬関カラ西ノ市ヲ通リ太寧寺垰ヲ越ヘテ久振リデ浅田村ニ帰ツタ。沢江畷ニ於イテ繁澤ノ親父(オヤヂ)モ日暮方ニ迎ニ出タノニ行遭ツタ。此時ハ何トモ云ハレサル一種ノ感ニ打タレタノデアル。母モ妹等モ皆無事デ浅田ノ宅ニ於イテ面会ヲシテ一同無事ヲ祝シタノテアル。

(18) 司法権小丞拝命 (8・5・30)

〔3〕四月ニ独リ上京ヲ致シタ(128)。杉孫七郎氏ハ地方ニ出張ヲシテ其留守中杉ノ内ニ寄宿ヲ致シテ居ツタ。

五月三十日ニ太政官ヨリ御用召ガアツテ出頭ヲ致シテ司法権小〔丞〕亟ノ御辞令

---

(127) この帰郷について、公平は次のように述べている。「(前略) 明治九年一月に帰朝して、十八日に木戸公を訪問して、種々海外の事情を談話した。其の時に、公は萩の前原一誠について、不審の報知があるので、余程心痛してをられたことを話された。遂に私に帰国して、一誠の近状を見て来て呉れと言はれた。そこで私は、二十六日から東京を出立して、萩の一誠を訪問した。ところが、一誠は私を探偵とでも思つたか、拒絶して面会しなかつた。そこで、已むなく県庁の木梨信一に面唔して、一誠の様子を聞き糺した。信一は一誠について、不審な点は毛頭ない。僕が保証するから、安心して呉れと言つた」(前掲注 (26)「周布公平氏の談話 (大正八年五月十九日)」397頁)。

(128) 日本史籍協会編『木戸孝允日記　3』東京大学出版会 (1967) 301頁 (明治9年3月9日条)。

ヲ拝受致シタ。当時ノ司法卿ハ大木喬任、司法大輔ハ山田顕義デアツタ。私カ任官シタノハ木戸、伊藤、杉等ノ先輩ノ周旋モアツタガ、主トシテ山田大輔ノ推薦テアツタト考ヘル。

差当リ仏蘭西書ノ翻訳ヲ担当シテ種々ノ法令其他手当リ次第ニ翻訳ヲ致シタ。就中、当時ノ司法省雇法律顧問仏人ボアソナード〔Gustave Émile Boissonade de Fontarabie〕氏ノ著述ニ係ルレセルブエレチテール〔*Histoire de la réserve héréditaire et de son influence morale et économique*（1873）〕ト題スル書物ノ大部分ノ翻訳〔ボアソナード著（ギュブケ訳）『仏朗西遺物相続史』元老院（1880）〕ヲ致シタ。此書ハ国家経済、社会経済ヨリ立論ヲシテ、財産遺産等ノ相続論ニ就イテボ氏ノ意見ヲ著シタ有名ナル仏蘭西書テアル。(129)

（19）司法権小丞罷免（12月）

〔明治10年1月〕
同年ノ暮ニ官制ノ大改革ガアツテ各省トモ大イニ経費節減ノ為メニ人員ヲ減セラレタ。大亟〔丞〕、小亟〔丞〕ノ官ハ廃セラレテ、大書記官、小書官〔書記官〕トナツタ。随ツテ自然私モ廃官トナツタノテアル。此時廃官ト再任ノ人ヲ定メルニ付イテハ大木卿ガ専ラ独裁セラレタト云フコトデアツタカ其人選ニハ困マラレテ、目ヲ潰シテ棒ヲ引キ其棒ヲ引ヒタ者ヲ廃官トセラレタト云フ噂ガアツタ。

一旦ハ官ニ就イタケレトモ暫クニシテ廃官トナツタニ依ツテ専ラ翻訳ニ従事シテ生活ヲ致シタ。此閑散ノ間ニ〔明治10年7月〕ベルギー〔白耳義〕国志ト云ヘル著書ノ出版ヲ致シタ。ベルギー〔白耳義〕国志ハベルギーノ地理、風土、人情等ヨリ国体歴史等ニ至ル迄其概略ヲ記ルシテ上中下三冊トナシ、ベルギー国ヲ我日本人ニ知ラシムル目的テアツタ。ベルギーハ至ツテ小国テアルケレトモ無形的、物質的ノ文明ハ英、仏、独等ノ大国ニ劣ラサルノミナラス、中ニハ優（マサ）ツテ居ル事柄モ多々アルニ依ツテ我国ノ手本トナスニハ大国ヨリハ却ツテ此文明小国ノ制度文物ヲ手本トスル方カ事カ能ク解カリ易クテ直接デアツテ宜シイト考ヘタカラデアル。

（129）このほかに、査理里温　加園氏『墺国治罪法』も、この当時に公平が翻訳したものと見られる（法務図書館編『法務図書館所蔵　貴重書目録（和書）』、1973、17頁）。

題字ヲ三条公ニ願ヒ、序文ヲ木戸公、伊藤公ニ、跋文ハ杉公ニ願ツタ。此本ハ一時ハ各書林ニ配布シテ大分知友其他世間ニ拡ガツタ。

翻訳ハ専ラ宮内省ノ翻訳ヲ受負フタ。就中、古来ノ名士豪傑ノ文〔英国費敦輯（日本周布公平訳述）『西洋古今偉人伝（全10巻）』[130]〕ヲ翻訳致シタ。之ハ畏キあたりノ御上覧ニモ相成ツタコトト密カニ考ヘル。

斯ク文書ニ従事シテ、豊カナラサル生活ヲ送リツツアツタ[131]」。妹ノ阿仲ガ山科元忠[132]ト結婚ヲ致シタ[133]。元忠ハ京都ノ人デ代々祖先ハ典薬ノ守ヲ務メタ家柄テアル。元忠ハ医者ガ嫌ヒトテ大学南校ニ於イテ製薬学ヲ修メタノテアル。早クヨリ両親ニ分レテ親戚ノ高〔階〕科経徳[134]ノ養育ヲ受ケタ人テアル。〔経徳の兄弟経道〕[135]経　徳　ノ息子（ムスコ）ノ経本[136]ハ今宮内省ノ侍医兼侍医局主事ヲ勤メテ居ル。

明治十年ノ二月ニ西南ノ事件カ起ツタ。〔1月から7月まで〕陛下ハ京都ニ御臨幸

---

(130) 宮内庁図書寮文庫（271・310）。

(131) 仏人アギユルノード著（周布公平訳）『山林説附公債』内務省地理局（1878）も、このとき手がけたものであろう。

(132)「明治十八年ノ春（中略）東京試験所ニ職ヲ奉セシ故山科元忠君ハ大日本製薬会社カ内務技手即チ東京試験所員ノ出張ヲ乞フニ当リ命ヲ奉シテ日々同社ニ出張シテ製造製品ノ試験ニ従事セシ時君一日余ニ語テ曰ク小生大阪試験所ニアリシトキ漢薬麻黄（中略）ノ分析ヲ試ント欲シ其依的兒浸出液ヨリ結晶性ノ物質ヲ得タリ（中略）依テ君ニ勧告シテ本業ノ傍ラ先ツ麻黄五片ヲ以テ試験原料ノ製造ニ着手セシメ遂ニ一種ノ亜爾加魯乙度ヲ得タリ然ルニ君不幸ニシテ病ニ罹リ臥床スルコト数日ナラスシテ遂ニ長逝ノ客トナレリ」（長井長義「漢薬麻黄成分研究成績」薬学雑誌（120）、1892、109-110頁）。

(133) 仲は元忠死後、明治20年7月に陸軍騎兵少佐内藤安宅（陸軍省騎兵局第一課長）と再婚した（「内藤少佐結婚願の件」防衛相防衛研究所所蔵『明治20年「貳大日記　7月」』、アジア歴史資料センターRef.:C06080259200）。内藤は、長州藩馬術師範内藤作次郎の養子で、横浜語学所でビュランより馬術の指導を受けた（「内藤中佐病歿」防長学友会雑誌（10）、1896、22頁）。

(134) 地下家出身。天保5（1834）年生。明治22年没。池田文書研究会編『東大医学部初代綜理池田謙斎―池田文庫の研究（上）―』思文閣出版（2006）252頁。

(135) 同上274頁。

(136) 同上273頁。

ニナリ[137]、〔内閣顧問〕木戸、〔参議兼工部卿〕伊藤公等ノ政府要路ノ人ハ皆京都ニ参ラレタカラ、此際相当ナル職ヲ得ルコトカ出来スシテ専ラ文事ニ従事シテ東京ニ止マツテ居ツタノハ甚タ遺憾デアツタ。

（20）法制局御用係（11年夏）―法律・制度の調査・制定

明治十一年ノ〔5月〕夏、法制局御用〔掛〕係月俸六十円ヲ賜ハルコトニナツタ。当時ノ法制局ハ〔赤坂仮御所〕丸ノ内ニアツテ、長官ハ伊藤公ニシテ〔大書記官〕主事ハ井上毅デアツタ。一二ヶ月ニシテ〔8月〕〔太政官権少書記官〕法制局少書記官（月俸八十円高等官七等）ヲ拝命シタ。当時ノ法制局ハ専ラ新制度ノ調査起草制定等テアツテ、今日ノ諸制度ノ基ハ当時ノ法制局ニ於イテ始メテ欧羅巴主義ニ定メタモノテアル。同僚ニハ井上毅、尾崎三良、静間健〔介〕助、古沢滋、股野琢、山崎直胤等テアツタ。皆学問モアツテ文才モアリ敏腕ノ人デアツタ。明治十一年ヨリ十八年迄引続キ法制局ニ勤務ヲ致シタ。其間〔14〕十六年ニハ参事院ヲ設立サレテ書記官ヲ設ケタ。議官議官補ト変ハリ、〔10月〕私ハ議官補トナツテ矢張法制部ノ仕事ヲ致シテ居ツタ。其参事院カ廃セラレテ、太政官大書記官、権大書記官、権〔少〕小書記官、〔少〕小書記官ノ名義ニ変ツタ。私ノ役目ハ法制局〔少〕小書記官ヨリ参事院議官補、〔明治14年7月〕権大書記官、大書記官[138]ト云フ順序ニ変ツテ参ツタケレトモ、職務ハ終始法律制度ノ調査制定ヲ司ツテ居ツタノテアル。

〔明治12年5月から明治14年12月まで〕十七八年頃ニハ宮内省ノ御用掛兼務ヲシテ居ツタコトモアル。又〔明治17年3月〕宮内省中ニ制度取調局ヲ設ケラレタ時ニ〔6月〕制度取調局ノ御用〔掛〕係ヲ兼任シタコトモアル。法制局、参事院等ハ合議体テアツタカラ屡々会議ヲ催フシテ討論縦横湧クカ如ク頗ル意気カ盛テアツタ。

〔12年9月〕明治十三年頃ニ山田顕義公カ〔参議〕司法卿トナツテ五法ヲ改定セラレ、〔明治13年4月〕当時民法ボアソナードガ起草ヲ〔開始〕シ、〔明治14年4月〕商法ハ独逸人ロエスレル〔Karl Friedrich Hermann Roesler〕博士ガ起草ヲ〔開始〕シタ。〔明治14年4月〕其草案ヲ元トシ

（137）宮内庁編『明治天皇紀　第4』吉川弘文館（1970）24頁及び221頁。
（138）公平は、大書記官には任ぜられていない。

テ新タニ商法ヲ制定〔太政官法制部・商法掛〕スルコトノ委員ヲ設ケラレタ。其委員長ニ私ガ仰付ケラレタ。[139]翻訳ナリ[140]、日本在来ノ商事習慣ナリ[141]、色々調査研究ヲ致ス必要カアツタ。之ニハ昼夜ヲ分タス大イニ私ハ勉強シタト云フコトヲ確信致シテ居ル。

当時ノ部下ニハ、独逸学者トイテ〔外務権少書記官〕本尾敬三〔三郎〕（現今行政才判所評定官）、〔太政官権少書記官〕木下周一[142]（先程迄埼玉県知事テアツタ）、〔太政官御用掛〕荒川国蔵〔邦〕（前ノ福井県知事今死亡）其他、仏蘭学者デハ〔太政官御用掛〕岸本辰雄（現今明治法律学校長法律博士）、〔太政官四等属〕杉原小一〔村〕〔虎〕（現今メキシコ在留公使）其他当時ノ若手ノ独逸学者ト仏蘭西学者ノ多数ヲ部下ニ網羅シシテ、仏蘭西商法ト独逸商法ト比較研究ヲ致シテ新タニ日本商法ヲ編纂致スノテア[143]ル。ケレトモ仲々大部ノモノデアルカラシテ、〔明治15年9月〕最モ緊急ト認メラレタ会社法〔「160条案」〕ノ制定[144]〔上申〕ヲ致シタ。此会社法ハ元老院ノ議ニ附セラレル迄ニ至ツタ。

元老院ニ於イテハ特別委員ヲ設ケテ山口尚芳ハ元老院議官テ委員長ニナツ

---

(139) 公平の商法編纂への関与はこれに遡り、明治12年2月に内務卿伊藤博文が太政大臣三条実美に上申した「組合条例　会社条例　附成規」（「会社并組合条例」の原案）の審査のために明治13年9月に元老院に置かれた「会社并組合条例審査局」（総裁：山口尚芳）に議官として参加した。明治14年4月、審査局は「会社条例」を上申した（高田・前掲注（16）84-85頁注（6））。

(140) 公平が行った商法に関する翻訳としては、『仏国商法詳説　第三篇亡産及倒産論』が見られる。

(141) 明治16年と翌年に、商法編纂局から『商事慣例類集』が刊行された。

(142) 木下周一は参事院法制部に置かれた「商法編纂委員」に明治16年12月に加わったが、太政官法制部の商法掛のメンバーではない（高田・前掲注（16）87頁）。

(143) 太政官法制部の商法掛、その後継である明治15年3月設置の参事院法制部内の商法編纂委員（商法編纂局）はレスラー草案の翻訳を行ったが、彼らは「ロェスレルはモデルの「立案」者であり、商法編纂局はそのモデルに基づくにせよ、独自の判断権を有する「編纂」者であるという認識であった」（同上89頁）。

(144) 同上89頁。「編者」者であるとの認識を有する商法編纂局が作成した「ロェスレル草案の総則・会社法に関する三一八箇条をほぼ半分に減じ一六〇箇条にした部分草案」である。しかしこれは、レスラーの抗議を受けた「伊藤の政治力」によって破棄された（同90頁）。

テ、内閣ノ委員タル私ト外ニ冨〔富〕田〔冬三〕[145]ト云ヘル農商務省ノ役人ト幾回カ会合ヲ致シテ討論ヲシタノデアツタ[146]。〔明治14年4月〕遂ニ元老院テ〔「会社条例」が〕可決上奏ニ相成ツタ。明治十四年頃ト思フガ将サニ発表ニナラムトスル時ニ寧ロ暫ク之ヲ見合セテ商法ノ全部ヲ同時ニ発表スルガ然ルヘシト云フ閣議ト相成ツタ[147]。

今度ハ〔元老院幹事〕細川潤次郎、箕作麟祥ノ如キ元老院又ハ参事院議官等ガ委員トシテ、之ニ私カラ本尾、岸本等ノ従来関係シテ居ツタモノヲ加ヘテ、〔明治17年5月〕寺島宗則公ヲ委員長トシテ大仕掛ケニ商法編纂ノ団体〔制度取調局内「会社条例編纂委員」〕カ出来タ[148]。

之カ為メニ、折角私共カ骨ヲ折ツテ出来上ツテ居ル所ノ会社法ト云フモノハ発表ニナルコトガ数年間更ニ延期ニナツタト云フコトハ商法上ノ為メニ取ツテ甚タ不得策テアツタト思フ。尓来、政府ノ仕事ヲスルニハ余リ完全ヲ望ムト云フト却ツテ時機ノ遅クレルコトガアルカラシテ、必要ナル事柄ハ纏ツタナラハ一ツ一ツテモ速カニ決行シタ方ハ行政上ノ得策テアルト云フコトヲ深ク感ジタノテアル。

---

(145) 内務少書記官（明治10年10月-14年4月）、農商務少書記官（明治14年4月-7月）、農商務権大書記官（明治14年7月-明治19年3月）。

(146) この段落は、元老院会社并組合条例審査局（明治13年9月-15年3月）のことを記したものと思われる。

(147) 元老院会社并組合条例審査局が上申した会社条例は、同時期にレスラーが商法典編纂を開始されたために棚上げになったといわれるが、高田晴仁は、「会社法の起草作業は、旧「会社并組合条例審査局」から参事院商法編纂局へと継続して行われ」たと推測する（高田・前掲注（16）85頁注（6））。

(148) 同上88頁。公平が参加した商法編纂委員会は、明治19年3月に「ロェスレル商法草案の改良バージョン」（同107頁）である「商社法」を完成した。5月に元老院に下付され、6月に一部修正のうえ、伊藤首相に提出された。しかし、会社法の先行制定に消極的な井上馨外務大臣の意見が容れられ、「商社法は、施行の寸前まで行きながら棚上げとなった」（同108頁）。大久保泰甫＝高橋良彰『ボワソナード民法典の編纂』雄松堂出版（1999）139頁が指摘するとおり、伊藤はレスラー商法案に良い印象を持っていなかった。

前ニ述フル商法編纂委員モ〔明治20年4月〕其功ヲ終ヘスシテ解散トナツテ、又〔10月〕更ニ司法省部内ニ法典調査委員〔法律取調委員〕ト云フモノヲ設ケラレテ多数ノ博士連中ハ委員トナツテ、伊　藤　公〔山田顕義司法大臣〕カ総裁ニナツテ総テノ法典ヲ調査スルコトニ拡張サレ、遂ニ商法ノ発布ハ会社法ノ如キハ明治十二三年ニ発布スヘカリシモノヲ段々ト遷延シテ、明治廿三年国会開設ニナツテ帝国議会ノ議ニ附シテ色々議論カ出テ明治廿五六年〔26年7月〕頃ヨリ漸ク世ニ行ハレル様ニ立至ツタ。

(21) 巡察使関口隆吉に随行の事[149]

明治十六年〔15〕春〔3月〕、〔参議〕伊藤〔侯〕カ憲法政治取調ノ為メ洋行セラレテ、山県〔侯〕カ参事院ノ議長トナラレテ地方政治刷新ノ目的ヲ以テ全国ニ巡察使五名[150]ヲ派遣セラレテ、地方行政ノ良否民情ノ如何将来ノ施設等ノ観察ヲサセラレタ。本使ハ元老院議官及ヒ参事院ノ議官ヨリ選抜セラレテ、随行トシテ参事院議官補、元老院ノ書記官ノ内ヨリ若手ヲ附属セラレタ。私モ巡察使関口隆吉氏ニ随行シテ東山道ヲ巡回シタ。関口氏ハ旧幕人デ、嘗テハ大久保〔一翁〕某、山岡鉄舟等ニ次ク所ノ名士テアツテ、維新後朝廷ニ使ヒ、嘗テ〔明治8年から14年まで〕山口県〔県令〕知事デアツテ、明治九年私カ西洋ヨリ帰ツテ帰省ヲツタ時ニ、当県山口県ノ参事木梨信一ノ宅ニ於イテ始メテ偶然面会ヲシタ人テアル。当時元老院議官中テ地方ノ行政ニ最モ通達ヲシタ所ノ人デアルニ依ツテ、東京諸官衙ヲ始メ地方ノ重要ナル部分ヲ同氏ニ巡視セシメラレタモノト考ヘルノテアル」。

五月上旬〔4月24日〕ニ関口氏及ヒ随行元老院属辻〔棐〕斐ト三名テ東京ヲ発シ先ツ千葉県ニ向ツタ。当夜ハ市川ニ一泊ヲシテ取調ノ項目ヲ選定シ、地方官ニ発スヘキ質問ノ条項ヲ定メタ。例ヘハ警察ノコト、土木ノコト、勧業ノコト、学事ノコト、

(149) この節の事実は、「明治十六年巡察日記」『周布公平関係文書』(258)、「関口隆吉復命書」我部政男編『明治十五年明治十六年地方巡察使復命書　上』三一書房（1980）による。

(150) 明治15年に河瀬真孝（元老院議官）、安場保和（参事院議官）、中村弘毅（参事院議官）、河田景與（元老院議官）、渡辺昇（参事院議官）の5名が、明治16年に関口隆吉（元老院議官）、田中不二麿（参事院副議長）、槇村正直（元老院議官）、山尾庸三（参事院議官）、渡辺清（元老院議官）が巡察使に任ぜられた。

高等警察ノコト、細カク云ヘハ博徒ノコト、国事犯ノコト、集会結社ノコト等あらゆる地方大小ノ行政事件ヲ列記シテ其調査及ヒ答弁ノ如何ヲ知事郡長村長裁判官等ニ需メタノテアル。

千葉県庁テハ船越衛カ（目下宮中顧問官貴族員議員）知事〔県令〕デアツタ。恰モ県会招集中テアツテ一夕議員等ト宴会デ同席ヲ致シタ。

巡察使ナルモノガ地方官ノ精神ヲ喚起シタコトハ多大ナルコトテアツタト思フ。維新後、此ノ如キ監督官ヲ巡回サセラレタノハ之カ前後只一回テアツタ。

船越ハ予子テ私ガ懇意ノ間柄ダニ依ツテ、巡察使ニ御馳走ヲシテ良カラウカ否ヤト云フコトヲ内々尋子タ。当時中央ヨリ大臣其他貴顕ノ役人カ地方ノ巡回ヲスル時ニハ、地方官ハ大イニ饗応ヲ致シタ習慣ガアツタガ、巡察使ト云ヘル役目ニ対シテハ如何ニ饗応シテ良カラウカト船越ハ心配シタモノト見ヘル。私ハ宿屋テ晩飯ノ御馳走位デ良カラウト答ヘタ。寒川ト云ヘル千葉町ヲ一里計リ離レタル漁村ノ宿屋ニ於イテ、船越知事ノ晩饗ノ饗応ヲ受ケテ当時流行ノ芸者ノ酌テハ無カツタ。

千葉ヨリ木更津ヲ経テ北条ニ入リ、北条ノ南海岸ヨリ東海岸ニ横断ヲシテ前原ノ日蓮宗ノ重モナル寺院ニ参詣ヲシテ上総ノ国ニ還ヘリ、成田不動〔成田山新勝寺〕ノ開墾地（不動ヨリ四五里ノ所）野田銚子等ヲ巡歴シテ、〔5月10日〕常陸ノ国ニ這入ツタ。常陸ノ潮来、鹿嶋、八代等ヨリ海岸通リヲ経テ〔13日〕水戸ニ這入ツタ。水戸ヨリ宇都宮、日光、栃木、前橋、高崎、則チ群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、埼玉県等、関東ノ諸国ヲ巡歴シテ一旦東京ニ帰リ、暫時巡閲ノ調査ヲ取纏メ緊要ナルモノハ内閣ニ報告ヲ為シ、再ヒ東京ヲ発シテ東海道筋ニ向ツタ。〔6月2日〕神奈川、〔10日〕静岡、〔20日〕愛知〔、28日三重、7月12日岐阜〕ヲ巡閲シテ〔7月22日〕岐阜ヨリ飛騨ノ高山ニ這入ツタ。高山ハ岐阜ヨリ二十里余ノ山奥デアツテ、飛騨ノ国ノ都テアル。頗ル大キナ学校カアツテ千数百人ノ男女生徒ノ居ツタニハ、山中僻遠ノ地トシテ意想外デアツタ。

〔7月16日〕是レヨリ関口氏ハ岐阜ニ帰リ、私ハ高山ヨリ県属ヲ一人連レテ越中富〔富〕山ニ罷越シタ。途中、舟〔船〕津ト云ヘル〔神岡〕鉱山ノアル土地ノ寺ニ宿泊シテ、此舟津ノ村役人カ小紋ノ羽織ヲ着テ草鞋、脚半、股引デ途中迄迎ニ出タガ、全

ク旧幕時代ノ役人ノ巡回送迎ノ状況ヲ存シテ居ツタ。東京ヨリ高等官ノ巡回ハ此辺ハ私ガ嚆矢テアツタト土地ノ者カ申シテ居ツタ。或寺ニ一泊シテ三井家所有ノ〔鉱〕銅山ヲ一見シタ。其〔鉱〕銅山ハ銀ト銅カ出ルノテ、外側ヲ銅デ作リテ内側ニ銀ヲ張ツタ小サイ盞ヲ紀念ノ為メニ呉レタ。之ヲ保存シテアツタカ、数年前横濱テ盗難ニ遭ツタ時ニ紛失シタ。

高山ヨリ二十有余里ノ町ノ〔船〕舟津ニ一泊シテ〔7月26日夜12時〕翌日夕方ニ(151)〔富〕冨山市ニ着シタ。〔明治16年5月〕国重徳〔正文〕之進カ京都府書記官ヨリ〔富〕冨山ノ知事ヲ拝命シテ一両日前ニ到着シタ所テアツタ。〔富〕冨山県ハ我等カ巡察ノ区域テナイカラシテ何モ取調ハシナカツタカ、一通リ土地ノ事情ヲ承ハツタ。高山ノ有志ノ者共ハ此僻遠ノ地テアルカラシテ〔富〕冨山方面ト岐阜方面ノ道路ヲ開鑿スルコトカ必要デアルガ、〔富〕冨山県ノ境界マテハ高山方面ノ者カ開鑿致シタカ〔富〕冨山県ニ於イテハ左程必要ヲ感ジナイカラシテ、管轄内ノ道路ヲ開鑿致シテ呉レナイカラ誠ニ困難ヲスルト云フコトヲ申シタ。如何ニモ高山ハ山間僻遠ノ高地テアルカラ成ルヘク海岸ニ達スル道路ヲ設ケナクテハ甚タ人民カ難渋致サウト考ヘタ。国重知事ニ私ノ考ヲ詳シク陳述致シテ、〔富〕冨山ヨリ飛騨ノ国境ニ至ル県道ノ改築ヲ速カニセラレムコトヲ勧誘致シタ。国重知事ハ地方ノ事状ヲ着シタ当座テアルカラ解カラヌケレトモ、如何ニモ尤モタカラ屹度改築ニ尽力致サウト答ヘラレタ。果シテ其翌年、十数里ノ県道ノ改築ガ出来上ガツテ高山ト〔富〕冨山ノ交通カ便利トナリ、高山人民ハ大イニ喜ンテ嘗テ面会ヲ致シタル所ノ四五名ノ村吏及ヒ有志ガ態々上京ヲ致シテ私ノ宅ニ一礼ヲ述ヘニ参ツタコトカアル。

〔29日〕〔富〕冨山ヨリ金沢ニ到リ香林寺ノ宿屋ニ一二泊シタ。岩村高俊カ知事デアツタ。〔31日〕伏木〔金石港〕ニ出テ、伏木〔金石港〕カラ小蒸汽船ニ乗ツテ越前ノ敦賀ニ上陸ヲシタ。敦賀ヨリ急行シテ東海道ニ出テテ、〔8月3日〕遠州浜松あたりテ関口巡察使ニ追附イタ。其前三重ニ行ツタ時ニ〔7月8日〕伊賀ノ上野カラ大坂ニ出テ名古屋〔名張〕ニ戻ツテ名古屋〔名張〕テ関口巡察使ニ会合ヲシタノテアル」。

大坂テ妹聟ノ〔内務省衛生局六等技手〕山科元忠カ中〔之〕ノ島ニ住居ヲシテ居ツタ。末

(151)「明治十六年日記」(明治16年7月26日条)『周布公平関係文書』(257)

ノ妹ノ阿勢〔清〕ガ[152]山科ノ内ニ東京カラ来テ滞留致シテ居ツタ。

東海道筋ハ行キニ山ヲ通ツタ所ハ帰リニ海岸ヲ通リ、行キニ海岸ヲ巡ツタ所ハ帰リニ山ノ手ノ町村ヲ視察スルト云フ様ナ工合ニ成ルヘク日数ノ掛ラヌ様ニ巡察ヲシタ。

ケレトモ東京ノ一府、千葉、茨城、群馬、埼玉、神奈川、栃木、静岡、岐阜、三重ノ九県ヲアルカラシテ日数ハ〔4〕五月ヨリ〔8月16日〕八九月迄掛ツタ。東京ニ帰ツテカラ数週間、上野山内ノ或寺院ヲ借受ケテ―寺院ノ座敷ヲ借受ケテ、残暑中毎日関口議官ト会合ヲシテ調査事項ノ編纂ニ従事シタ[153]。

当時ノ巡察ノ復命書ハ各府県毎ニ編纂ヲ致シテ緻密ナルモノテアツタカラ、内閣ノ施政ノ為メニ大イニ参考トナツタテアラウ。栃木県宇都宮県庁所在地ハ栃木テアツタカ、当時巡察ノ結果宇都宮人民ノ希望モアリ、地形上宇都宮ガ適当ヲアルト見込ンダニ依ツテ私ハ立案シテ県庁移転ノ議ヲ巡察使ニ出シタノデアル。後チ〔明治17年1月〕栃木県庁ハ宇都宮ニ移リ、今尚ホ宇都宮ニアル。

関口氏ハ維新前ヨリ艱難辛苦ヲ為シタ人デアツテ至極円満ナル人テアルカラシテ、各地方ノ諸官衙ト応対交渉上毫モ圭角ヲ生スルコトカ無カツテ都合ガ宜シカツタカ、他ノ巡察方面ニアツテハ随分地方ノ苦情モ起ツタコトデアル。就中渡辺清ハ北陸地方ヲ巡察セラレタカ、何カ地方官ト衝突カ起ツテ内閣ニ面倒ヲ掛ケタコトモアツタ。

---

(152) 清が嫁した宇都宮剛は、公平とは横浜語学所（明治2年6月17日入学）で同窓だった（妹2人ともが同窓生と結婚したことは、彼女らの結婚が公平の差配によるものだったこと、また横浜語学所時代の友人と深く信頼が結ばれていたことを想像させる）。その後フランスにわたりエコール・ポリテクニークに学んで陸軍省に入り、1877年10月にフォンテーヌブローの「砲工実施学校」を卒業したが、陸軍砲兵大尉であった明治15年5月に亡くなった。また清も、明治16年8月28日に死亡した。（明治大坂兵學寮佛國留學生史研究会編・前掲注（87）48-53頁、同上「明治十六年日記」（明治16年8月29日条））。

(153) このとき編まれた報告書が、「明治十六年　地方巡察復命書　四　元老院議官関口　隆吉」我部政男編『明治十五年明治十六年地方巡察復命書　下』三一書房（1981）773-1515頁であろう。

此巡察タルヤ地方事務刷新ノ手段テアツテ、山縣侯カ最モ主張セラレタコトテアルト察セラレル。

(22) ブラッセル万国商法会議（明18）[154]

明治十八年、ベルギー国政府ノ発議テ万国商法会議ヲブラッセル〔アントワープ〕府ニ開設シタ。我政府ヨリ委員トシテ、雇独逸人ロエスレル氏、副委員トシテ私ト大審院判事長谷川喬ヲ差遣ハサレタ。[155] 六月〔7月21日〕頃、三名テ横浜カラレオドヂャネーロ〔SS City of Rio de Janeiro〕ト云ヘル亜米利加ノ飛脚船ニ便乗シテサンフランシスコニ渡ツタ。其時ハ明治四年ノ航海ノ時ヨリハ航海日数モ四五日早目ニ十八日間デサンフランシスコニ到着シタト思フ。ロエスレルモ長谷川モ始メテ亜米利加ニ参ツタ人デアツテ、私ハ以前一回亜米利加ノ地ヲ踏ンタコトカアルカラシテ案内先立ノ労ヲ取ツタノデアル。

今回ハ鉄道ヲ北ノ方ニ取ツテサクラメントヨリソートレーキヲ経テ、非常ナル山嶽渓谷ヲ経テテンバート云ヘル新シキ都府ニ出タ。此所ハ空気カ至ツテ乾燥テアツテ、気管支病抔ニハ適当ノ土地テアル。非常ニ熱キ所テ、市中ヲ散歩スルニハ薬種屋テ時々清涼剤ヲ飲ンテ咽喉ヲ潤シテ愉快ニ美味ヲ感シタ。電気燈ハ市中ニ沢山附イテアツテ、市中ノ状況カ大規模ニ出来テ居ツテ将来非常ナル発達ヲスヘキ傾向ガアツタ。今日ハ定メテ大都会トナツタデアラウ。

テンバーカラシカゴニ出テシカゴニ一泊ヲシタ。人家稠密雑沓デアツテ、余リ愉快ヲ感セナカツタ。ナイヤガラノ滝ヲ見物シテニューヨルクニ出タ。今回ハワシントンニ廻ラナカツタ。

---

(154) Charles Constant, *Le congrès International de droit commercial d'Anvers, compte rendu*, Paris: A. Durant et Pedone-Lauriel éditeurs, 1886. この会議の目的は、商法統一のための国際協定の最初の土台を築くことにあった。レオポルト2世に宛てた閣僚の報告書には、「今日、何よりも国際的な関係にある商業関係から、法律の多様性から生じる障害、困難、不確実性、コストが取り除かれれば、どんなに新しい推進力が生まれることでしょう！」と記されている。

(155) 高田晴仁は、彼らの「ミッションの本質」は「不平等条約改正に向けた外交的パフォーマンス」であったと述べる（高田・前掲注（16）110頁）。

ナイヤガラノ滝ハ人皆承知ノ通リ世界第一ノ大瀑布デアツテ、ミシシッピーノ湖水ヨリ流レ出ル水デアル。瀧坪ノ所ニ蒸気船テ参ツテ瀧ノ下カラ眺ムルコトカ出来ル。其時如何ニモ壮快デアツタ為メニ思ハス

此程ノ瀧ハ外ニハナイヤガラ

ト叫ンタ。此瀧ノ流ガ北米合衆国トカナダヲ境界シテアル長〔レインボーブリッジ〕橋カアツテ、此橋ヲ渡ツテカナダ領ニ暫時休息シテ茶菓ヲ喫シテ後戻リヲシタノテアル。私ガカナダ領ニ這入ツタノハ只此時ノミデアル。

ニューヨルクニ数日滞在シテ市中ノ見物ヲシ、就中消防方法、器械等ヲ視察シテ大イニ其完備ヲ感シタコトカアツタ。例ヒハ火事ノ知ラセニ鈴カ鳴ルト直クニ消防器械ノ出発スルノニハ一分間ノ間ニ出ルコトカ出来ル仕掛ニナツテ居ツタ。

ニューヨルクヨリレバボール迄、非常ナル新造形ノ大船ニ乗ツテ参ツタ。其名ハ今記憶シナイ。ロンドンニ立寄ツテ川〔河〕瀬公使ニ面会シテ、ヘルギー国ブラツセル府ニ到着ヲシタ。ヘルギーノ外務大臣〔ジョセフ・ド・リケ・ド・カタマラン＝シメイ（Joseph de Riquet de Catamaran-Chimay）〕、其他要路ノ人々ニ面会ヲシテ、間モナク商法会議ヲ開カレタニ依ツテ日々出席ヲシテ討論ヲシタノテアル。商法会議ハ各国ノ在朝在野ノ商法学者又ハ商業家等ノ集会テアツテ、商法ナルモノハ世界的ノモノテアルカラシテ成ルヘク万国一様ノ法律ニ致シタイト云フノカ目的テアル。発企者ハベルギー国政府テアツテ、会長ハ同国国務大臣〔外務省事務次官〕ノ某〔ランベルモン〕デアツタ。各国カラ出テ居ル人々ハ夫々分科ノ委員長副委員長ト云フコトニ役割ヲシテ、各国平等ニ不都合ノナイ様ニ割附ケタ。私モ何カ副委員長カ何カ務メタト思フ。(156)

---

(156) 閉会式において公平は、以下のような演説（日本語訳）を行った。「（前略）本会ノ目的ハ尓ク鴻大高尚且慈祥ナリト雖モ其目的ヲ達セント力ムルコトハ極メテ難シトス何トナレハ各国ニハ皆法律ノ原則アリテ多少ノ年所ヲ経ルカ故ニ其法律ヲ同一ニセント欲スルトキハ各国皆多少其習慣ヲ廃セサルヘカラサレハナリ。是ヲ以テ最モ善ク文明諸国ニ適合スル法律ヲ看出スコトヲ力ムルコトハ是レ一大事業ニシテ其善良ナル結果ヲ得ントスレハ是レ殆ント做シ得ヘカラサルノ事ナリトス。然レトモ吾輩ハ幸ニシテ此結果ヲ得ルノ域ニ達スルコトヲ得タ

商法ト云ツテモ種々ニ分カレテアルカラシテ、先以テ手形法、海上法ヲ各国政府ニ一様ニスル事ヲ勧誘シヤウト云フコトテアル。

ロエスレルト長谷川トハ海上法ヲ担当シ、私ハ手形法ヲ担当致シタ。討論ノ末、此万国商法会議テ決定シタ所ノ手形法案、海上法案ト云フモノハ、各国政府ニベルギー政府ノ手ヨリ廻送シテ之ニ依ツテ其国ノ海上法商法ヲ改定セラシムコトヲ望ンタ。

ベルギー滞在中、国王〔レオポルド2世〕ニ拝謁ヲシタ、大臣、会長等ノ案内ヲ受ケタリ。又種々ノ製造場ヲ視察シタリ。各国ノ委員ト共ニベルギー政府ノ厚キ待遇（モテナシ）ヲ受ケタカ、ロエスレルト長谷川ハ公園ノ傍（ソバ）ノ或上等ノほてるニ止ツタ。私ハ書生時代ニ寄留シテ居ツタ所ノコンヘルバッチュ先生ノ宅ニ寄宿ヲ致シテ再会ノ楽ミヲ得タノテアル。(157)

リキ是レ偏ニ本会構成委員ノ前調ト各国政府委員ノ勤勉ト□ヒ諸学士協会、諸大商会ノ助力トニ頼レル者ナリ。諸君、斯ノ如クナルカ故ニ余ハ以為ラク本会カ討議決定セシ法案ハ万国共通法律ノ基礎ト為リ漸次ニ文明諸国ニ採用セラルヘシト。諸君、余ハ右ノ希望ヲ持シテ以テ斯ノ事業ニ与カリ而シテ数十日ノ間此有名ナル会合ノ栄誉アル会員中ニ周旋セシコトヲ永ク記憶スヘキナリ」（『白耳義国万国商法会議ノ顛末復命書　二』）。

(157) ベルギー滞在中に公平は、元老院書記官「シャルル・ウワルナン」を相手に憲法及び議会制度についての調査を行った（磯見＝黒沢＝櫻井・前掲注（20）164頁（櫻井良樹執筆部分）、「白耳義上院書記シヤルル、ウワルナン叙勲ノ件」国立公文書館所蔵『明治二十四年官吏進退十五・外人叙勲』、任A00256100）。このときの成果が、ワルナン『白耳義国憲法・質問録』元老院（1886）、セ・ワルナン『白耳義国元老院規則質問録』元老院（1886）である。2020年には、ベルギー王国連邦議会アーカイブズにおいて、在ベルギー特命全権公使の蜂須賀茂韶がベルギーの外務大臣に宛てた、公平の調査への協力依頼とその報告を記した書翰が発見された（Kamer van volksvertegenwoordigers van het Koninkrijk België（KVV）/ Chambre des représentants du Royaume de Belgique（CR）. dossier nr. 24.059（24.059）.）。これを紹介した文章（https://www.dekamer.be/kvvcr/pdf_sections/archive/1890%20Japanners%20bestuderen%20de%20Kamer.pdf）（最終閲覧日：2023年5月23日）によれば、公平は万国商法会議の後も1ヶ月ほど滞在し、ほぼ毎日、議会関係者と数時間に及ぶ面会を行った。このなかでは、明治憲法に対するベルギー憲法の影響、そして衆議院に対するベルギー代議院の

十一月ニロエスレルハ本国ババリヤニ帰リ、長谷川ハ英吉利ニ渡ツタ。私ハベルリンニ遊ンテ一二週間ヲ費シ、再ヒブラツセル市ニ帰リ、パリスニ出テ茲ニロエスレルト合同シテ共ニマルセールニ出テ、マルセールカラパリスノ飛脚船ニ乗ツテ十一月下旬カ十二月初旬ニマルセールヲ出帆シテ、海路悪ナク、翌十九年一月〔20〕九日(158)、横浜ニ帰着致シタ」。

ホンコンニ於イテ元朝ヲ過シタ。日本ノ新聞ニ依ツテ十二月ニ官制ノ改革カアツテ、〔22日〕参事院カ廃セラレテ更ニ〔23日〕法制局カ置カレテ、局ニ法制部、行政部、司法部ノ三部ヲ置イテ、私ハ法制局〔部長〕長ヲ仰附ケラレタルコトガ分ツタ。此時ニ廃官トナツタモノモ沢山アツタ。之カ明治十八年ノ暮ノ改革デアル。

十九年ヨリ二十年ニ至ル間ニ屡〔内閣委員〕内閣員トシテ元老院ニ出席ヲシ、政府原案ノ説明ヲ担当シタコトカアル。就中、財産〔登記法〕登記法、公証人規則、〔戸籍法中出生死去出入及寄留等届出方並違背者処分〕戸籍法ノ如キハ専ラ私カ起草ヲ致シテ元老院ニ於イテ之ヲ説明シタノデアル。公証人規則ト登記法トハ相関連ヲシタ所ノ法律テアルニ依ツテ、同一ノ議事ニ附シテ炎天ニ拘ラス種々ノ質問議論ニ対シ併セテ之カ弁明ノ労ヲ取ツタコトデアツテ、炎暑ノ為メニ脳ヲ刺撃シタノテアツタカ耳ヲ傷メタコトカアル。

(23) 伊太利公使参事官（明20）

欧羅巴巡回中、洋行ノ念勃々テアツタカ、実ニ欧羅巴ノ事々物々、我国ニ比較シテ見ルト進歩シタ所ノモノデアツテ、国民ハ大イニ欧米ニ学フコトガ多々アルニ依ツテ、私モ尚ホ欧米ノ事情ヲ研究シタイト思ツテ、商法会議中、政府

影響が示唆されている（前者について小野博司「マグナ・カルタと明治憲法―日本におけるマグナ・カルタ受容の一齣―」深尾裕造編『マグナ・カルタの800年―マグナ・カルタ神話を越えて―』関西学院大学出版会、2019、127頁表4-2を参照）。公平が調査を行う3年前には、伊藤博文の「憲法」調査に同行し、財政制度の調査を担当した山崎直胤が、ルーヴェン大学法学部長で刑法学者のジャン・ジョセフ・トーニッセン（J.J.Thonissen）から講義を受け、『比国憲法釈義（全3巻）』内務省総務局（1886）を刊行した。

(158)「官吏帰朝」『朝日新聞』（1886年1月26日付）。

ニ会議カ終ツタナラ暫時欧羅巴ニ留学ヲ許サレムコトヲ望ンダ。ケレドモ許可サレナカツタ。

其故、帰朝ノ後、外交官ノ希望ヲ要路ノ人ニ申入レタノデアル。

二十年ニ井上伯外務大臣ノ時ニ、ロンドン、パリス、其他各国ノ駐在ノ公使ニ交迭カアツテ、伊太利国駐在公使田中不二麿氏カパリス公使館ニ転セラレ、侯爵徳川篤敬公ガ伊太利全権公使トナラレタ。其補佐トシテ、〔8月18日〕私カ公使館参事官ニ任命ヲセラレタ。参事官ノ役ハ一等書記官ノ上ニアツテ、公使ヲ専ラ補佐スル所ノ役テアル。後ニ〔明治26年〕参事官ト云フ官ハ廃セラレテ[159]、今又大使館設立以来〔明治38年〕大使館ニ参事官ヲ置イテ[160]、勅任二等官トシテ置カレタ。参事官ハ、書記官ヨリハ名誉ノ外交官テ尊イノテアル。

二十年十月ニ、徳川侯爵及ヒ家族ト共ニ、私モ妻〔貞子[161]〕及ヒ、兼道[162]及ヒ、妻ノ妹[163]ヲ連レテ、横浜ヲ仏蘭西ノアナデールト云フ飛脚船テ出帆ヲ致シタ。同船ノ日本人ハ私共一行ノ外ニ、在伯林公使西園寺〔公望〕侯爵、在維納公使戸田〔氏共〕伯爵、及ヒ両公使ノ家族ヤラ随行員ヤラ、数十名ノ日本人テアツタ。書生モ〔司法省雇〕山根正次、〔元判事試補〕重岡董五郎、大木喬任ノ息子（ムスコ）某、〔ドイツ公使館二等書記官〕吉川重吉〔吉川経幹の子〕等ノ人々モアツタ。

船中ハ、私ハ年長者トシテ又地位カラシテ、色々世話ヲ為スヘキ筈デアツテ、仲々心配モ致シタケレトモ、多数ノ愉快ナル人々ト面白ク航海ヲ致シタ[164]。天長

---

(159) 明治26年勅令第124号（「外交官及領事官官制」）第1条。

(160) 明治38年勅令第244号（「外交官及領事官官制中改正ノ件」）第1条。

(161) 元松川藩士岩崎松翁の子・東京府士族衛生の娘。文久3（1863）年生。明治11年10月に公平と結婚（「〔戸籍謄本（写）〕岩崎衛生」『周布公平関係文書』（660））。昭和18年没（前掲注（38）「周布兼英」775頁）。

(162) 明治15年生。兼道の前に於金という娘があったが、明治14年に亡くなった（「周布家系譜（コピー）」『周布家文庫』（1125））。

(163) 貞子には、ノフ、ヨシ、シメ子、止という妹がおり、誰が同行したのかはわからない（前掲注（161）「〔戸籍謄本（写）〕岩崎衛生」、「男爵周布兼道系譜（コピー）」『周布家文庫』（1124））。

(164)「明治十九年（一八八六年）十一月、予は母君、兄上及その他に別れを告げ、横浜を解纜して赴任の途に上れり、同船者は同胞二十有七名に達し、就中伯林駐

節ハ紅海ニ於イテ目出度祝杯ヲ挙ケタ。十一月ノ下旬ニ、マルセールニ安着致シタ。

マルセールヨリ他ノ地方ヘ行ク人ト分レテ、伊太利羅馬ニ向フタ。西園寺侯ハ赴任ノ当時特命ヲ奉シテ、羅馬法皇〔レオ13世〕ノ許ニ使ヒセラレタ故ニ、吾々ト共ニ羅馬迄参ラレテ、法皇ニ対スル使節ノコトヲ勤メラレテ、羅馬カラ伯林ニ赴任ヲセラレタ。

田中前公使ハ、既ニ羅馬ヨリ巴里ニ転セラレタ跡デアツタ。公使館参事官黒川誠一郎、公使館書記生杉村虎一ノ両名カ吾々一行ヲ迎ヒテ、種々世話ヲ致サレタ。公使一族ハ公使館ニ住居セラレタガ、私一族ハベンチセヲンブレー街ノ或内ニ二階ヲ借リテ、此屋ノ主婦ニ食事ノ炊出ヲシテ貰ツタ。

〔12月15日〕[165] 伊太利国王ウンベルト〔1世〕ニ拝謁ヲ致シテ、公使ノ親任状捧呈モ無事ニ済ミ、是ヨリ全ク外交官社会ノ生活ヲ始メタ。当時外交ノコトハ条約改正談判中テアツテ、各国政府トノ交渉及ヒ意向ヲ探知スル等ノコトハ、専ラ条約改正ニ関連シタル事柄デアツタ。

此公使館ノ借受ケノ年限カ来テ、今少シク広キ家ニ移リ度イト云フコトカラシテ種々捜シタケレトモ、貸屋ガ至ツテ払底デアツタ。何トナレハ、〔1871年〕羅馬ハ建国〔遷都〕以来、未タ年カ浅イニ依ツテ、四方ヨリ来往スルモノハ多イノテ供給スル家屋カ至ツテ少ナカツタ。止ムヲ得ス不充分テハアルケレトモ、ピワデプレツス街ノ大イナル家屋ノ二階ノ半分ヲ借受ケテ、此処ニ引移ツテ公使館ノ旗ヲ此処ニ掲ケタ。[166]

箚公使として赴任せらるる西園寺侯、羅馬及維也納に公使として其家族及従者と共に赴任せらるる徳川侯、戸田伯、羅也納公使館書記生藤田氏、羅馬公使館参事官周布氏、其他山根医士、江口氏等一行中に在りてわれ等は頗る愉快なる航海を続け、「マルセイユ」に到着せり」（「故男爵芳川重吉卿自叙伝」尚友倶楽部＝内山一幸編『吉川重吉自叙伝』芙蓉書房出版、2013、33頁）。

(165)「特命全権公使侯爵徳川篤敬伊国皇帝ニ謁見御国書捧呈ノ件」国立公文書館所蔵『公文雑纂・明治21年・第4巻・外務省1・外務省1』（纂00081100）。

(166) イタリア時代の日記によると、1888年6月22日に公平は、「カステル、フィラルド町」（カステルフィダルド）から「ヴィア、デプレヲス町ノ新公使館」に

二十一年ノ七月〔28〕廿四日(167)、誠ニ熱キ時ニ、家内カ公使館内ノ私ノ住居ニ於イテ分娩ヲシテ嬢ガ生レタ。私ノ母ノ幼名ヲ貫ツテ千代子ト名ケタ。羅馬市庁ノ戸籍簿ニ私カ自身出頭ヲシテ、女子ノ出産ノ登記ヲ致シタ(168)。保証人ハ杉村虎一ト徳川公ノ従者ガ一人署名ヲ致シテ呉レタ。其出産ヲ確メル為メニ町医〔ボンビアニイ〕(169)ガ公使館ニ来テ、小供ヲ見テ行ツタ。外国デ出産シテ不自由デモアリ家内モ随分難儀ヲ致シタケレトモ、公使館出入ノハスチャ子リー〔バスチアエリイ〕(170)ト云ヘル六十歳計リノ老年ナル医者ハ親切ニ世話シテ呉レテ、仕合セヲシタ。当時、夫婦者ノ伊太利人ノ僕婢ヲ使ツテ居ツタ。其僕ハヘリツキス〔フエリイキス〕ト云フテ四五十歳ノ忠実ナル僕デアツタ。女房ハカトリーヌト申シテ、家内ノ身ノ廻リノ世話カラ台所ノコトカラ一切引受ケテ、誠ニ能ク豆々敷働イテ呉レタモノデアル。拾計リノ娘ノ子ト五ツ六ツノ男ノ小供カアツタ。後ニ私共羅馬デ分レタ時ニ、誠ニ分レルコトヲ悲ンテ、日本ニ帰ツタ其当時ハ消息ヲ致シ居ツタカ、其後打絶ヘテ消息カ分ラナクナツタ。

翌二十二年ニ、公使ノ婦人モ分娩ヲセラレテ、男子カ出生セラレタ。此時ハ、私ノ家内ハ経験カアルモノタカラシテ御世話ヲ致シテ上ケタ。誠ニ公使初メ仕合セヲ得タコトデ、アル。

〔20〕廿一年〔12月〕ニ、渡辺昇カ会計検査院長トシテ、検査官濱廣〔弘一〕一郎、其他一両名ノ若輩〔平塚定二郎（平塚らいてうの父）と小鹿島果〕ヲ連レテ、会計検査法ヲ取調ノ為メニ専ラ各国ヲ巡回セラレテ羅馬ニ来ツテ、羅馬政府モ公使館ノ紹介ヲ求メラレタニ依ツテ、私カ主トシテ紹介ノ労ヲ取リ種々世話ヲ致シ、同国検査官ニ於イテ充分ナル調査ヲ致サルルコトカ出来タ(171)。

転居した（「明治二十一年在伊日記」（1888年6月22日条）『周布公平関係文書』（264））。

(167) 同上（1888年7月28日条）。

(168) 日記には、「「フエリイキス」ヲ区役所ニ出し女子出生ノ届ヲ為ス」とある（同上（1888年8月4日条））。

(169) 同上（1888年7月28日条）。

(170) 同上（1888年7月31日条）。

(171)「会計検査院長子爵渡辺昇伊太利国会計検査院ノ組織規程事務取調等ノ件」国

伊太利ノ北ノ方ニ、トリノート云フ都府カアツテ、此処ニ皇族リーブゼノア〔ジェノヴァ公〕〔トンマーゾ・アルベルト・ディ・サヴォイア＝ジェノヴァ（Tommaso Alberto Vittorio di Savoia-Genova）〕公ノ住居カアツテ、渡辺氏ハリーブ公ニ拝謁ノ為メニ参ラレルニ依ツテ、私ニ同行ヲ希望セラレタカラ、〔明治21年1月10日〕共ニ羅馬ヲ発シテ、トリノーニ赴キ皇族ニ拝謁ヲ致シタ。晩餐ノ饗応ヲ受ケテ、色々御話ヲ承ツタコトガアル。

トリノーニ於イテ砲兵工廠ヲ巡視シタ。其工廠ニ日本ノ砲兵士官ノ大迫〔尚道〕ト云フ人カ参ツテ学問ヲ致シ居ツタ。此大迫ハ何カ大砲ノ新形ヲ発明シ、頻リニ研究ヲシテ居ラレタ。今ノ大迫〔尚敏〕大将〔陸軍中将〕ノ弟テアルト考ヘル。

トリノーカラヴェニースニ行ツテ、三百年前、九州大友家カラ渡航ヲ致シタ所ノ日本人ノ死亡シタ人々ノ墓ニ参詣ヲ致シタ。墓ト申シテモ或寺ノ内ノ壁ニ姓名ヲ彫込ンテアルノテアル。其死骸ハ何処ニ埋葬シタモノカ分ラナイ。

伊藤ト云フ書生カ居ツテ、大患ニ罹ツテヴェニースニ於イテ難儀ヲ致シテ居ツタ。此ノ人ノコト抔モ世話ヲ致シテ遣シタ。

ヴェニースカラフローランスト云フ所ニ出テ、結構ナル博物館等ヲ見テ、〔1月17日〕羅馬ニ帰ツタ。

此旅行ハ、凡ソ一週間カ十日位ヲ費シタケレトモ、誠ニ面白カツタ。始メテ羅馬ノトリノーニ行キ、ミラノート云フ都府ニ一泊シテ、此所デ名誉領事〔シャルル・カンビヤギ・ロカテリー（Charles Cambiaghi Locatelli）〕[172]ニ遭ツテ、諸方ノ案内ヲ致シタ。就中、此土地ノ有名ナノハ墓碑デアツテ、大理石ノ結構ナル種々ノ形ヲ為シタ墓表ガ墓地ニ並立致シテ居ル。各種ノ欧羅巴ノ有名ナルモノ内、歌ヲ謡フモノ、音楽ヲナスモノ等ノ名人ハ、多クハミラノーノ土地カラ出ルノテアル。

ヴェニースヨリフローレンスニ至ル間ニ夜分大雪ニ遭ツテ、汽車中甚タ艱苦

立公文書館所蔵『公文雑纂・明治21年・第4巻・外務省1・外務省1』（纂00081100）。

(172)「伊太利国末蘭府駐在帝国名誉領事勲五等伊太利国人シャルル、カンビヤギ、ロカテリー勲位進級ノ件」国立公文書館所蔵『叙勲裁可書・明治28年・叙勲巻3・外人叙勲』（勲00012100）。

ヲ感シタコトヲ記憶シテ居ル。

渡辺ハ二三ケ月間羅馬ニ滞在ヲシテ、伊太利ノ検査法ハ最モ我国ノ会計検査院ノ参考ニナルト申シテ悦ンテ帰ツタ。紀念ノ為メニ銀ノ指輪ヲ家内ニ呉レタ。余リ結構テハナイガ、今尚ホ家内カ保存シテ居ル。

廿一年ノ〔12月2日〕暮ニ、山縣〔侯〕侯カ欧米各国視察ノ為メニ〔出発し、明治22年2月19日〕羅馬ニ参ラレタ[173]。其時ノ随行ハ、〔帝国大学工科大学教授〕古市公威、〔公使館書記官〕都筑馨六、〔砲兵会議事務官〕中村某〔雄次郎〕（現今枝光ノ製鉄所長官〔官営八幡製鉄所長官〕）等ヲ十数名ノ有名ナル人々テアツタ。

〔2月26日〕伊太利国王ニ山縣〔侯〕侯カ拝謁ノ時ハ、私ハ通訳ノ労ヲ取ツタ[174]。種々日本ノコトヲ御尋デアツテ、特ニ陸軍ノコト抔ニ付イテハ御賞賛モアツタ。即日、サンモーリース一等勲章〔聖マウリッツィオ・ラザロ勲章グラン・コルドーネ〕ヲ宮中ニ於イテ山縣〔侯〕侯ニ賜ハルコトノ御沙汰ガアツタ。之ハ其前ニ、外務大臣官房長カ私ニ内々打合セヲ致シテ居ツタコトガアル。尋ヒデ随行ノ人々ニ、皆ンナデハナカツタケレトモ夫々勲章ヲ賜ツタ。

山縣〔侯〕侯カ滞在中、所々ノ製造場、監獄等ヲ巡視セラレタ。其度毎ニ私モ、随行致シタノテアル。

〔3月4日〕帝王ハ特ニ〔侯〕侯ノ為メニ晩餐会ヲ設ケテ[175]、公使館員モ御招待ヲ受ケタ。丁度二十一年カラ二十二年ニ跨ル所ノ除夜ト元旦ノ間ニアツテ、宮中テハ元旦末タ夜ノ明ケサル内ニ拝謁ヲ百官ニ賜ハリ、尋イデ舞踏会カアル例テアル。其舞踏会ニ各国カラ漫遊中ノ貴顕ノモノヲ召サレル。山縣侯一行モ此舞踏会ニ召サレテ出席ニナツタ。

当時私共夫婦ハ、交際ノ為メニ伊太利人ノ舞踏ノ教師ニ就イテ学ヒ居ツタ時テアルカラ、王宮ニ於イテ皇后陛下〔マルゲリータ・マリーア・テレーザ・ジョヴァンナ・ディ・サヴォイア＝ジェノヴァ（Margherita Maria Teresa Giovanna di Savoia-Genova）〕モ外国大使

---

(173)「巡欧日誌」東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター原資料部所蔵『中山寛六郎関係文書』（6-127-①）。

(174) 同上。

(175) 同上。

ノ上席ト手ヲ取ツテ御踊リニナルノテ、其組ニ這入ツテ私共モ舞踏ヲスルコトノ光栄ヲ得タ。

〔3月10日〕山縣〔侯〕候カ去ラレテ、[176]間モナク〔明治21年2月から3月まで〕樺山〔資紀〕海軍大臣〔次官〕、〔海軍大臣伝令使〕山本権兵〔衛〕エ等ノ海軍ノ要路ノ人々カ数十名伊太利ニ来ラレタコトカアル。[177]〔明治22年〕〔元老院議官〕船越衛モ来タ。[178]堀江〔芳介〕陸軍少将〔元老院議官〕モ来タ。[179]当時ハ絶ヘス本国カラ要路ノ人々カ調査トカ視察トカノ名義ノ下ニ欧羅巴ニ来テ、公使館員ノ世話ニナツテ伊太利政府ノ好意ヲ受ケテ帰国シタモノテアル。随分中ニハ無理ナ勲章ノ心配ヲ公使館員ニ持出シテ、公使館員カ困ル様ナコトモ屡アツタ。

勲章ノコトニ付テハ外務ノ官房長カ能ク私ト相談ヲシテ居ツタカ、就中、〔宮中顧問官〕山尾庸三、〔文部次官〕辻〔新〕信次あたりモ一等勲章〔イタリア王冠勲章第一等〕ヲ貰ツタ時ノ如キ、[180]此申立カ其前ニ日本ト伊太利ト交渉シテアツタケレトモ、其等級ニ付イテハ私ノ意見ニ依ツテ一等勲章ト極ツタノテアル。後ニ考ヘルト当時辻〔新〕信次ノ一等勲章ハ文部次官テアツテ少シ過当デアツタカト思ハレタ。ケレトモ、多クハ外国ノ勲章ヲ貰ウ時ニハ出来得ル限リ高ク心配スルハ人情デアルカラ、辻モ山尾ト同シモノノ一等勲章ノコトニ心配ヲシテ遣ツタノテアルカ、サウ云フ事情ハ辻ハ知ラナイノデアル。

羅馬ニ滞在中、伊太利語ヲ学ンダケレトモ、大抵仏蘭西語テ公私共差支ハナイカラシテ、充分伊太利語ヲ話シ得ル丈ケニ熟達ニナカツタ。

---

(176) 同上。

(177) 故伯爵山本海軍大将伝記編纂会編『伯爵山本権兵衛伝　巻上』(1938) 180-188頁。実際には、樺山の一行は山縣らより先にイタリアに到着し、彼らより後にこの地を離れた。

(178)「船越衛」国立公文書館所蔵『職務進退・元老院　勅奏任官履歴原書　転免病死ノ部』(職00148100)。

(179)「堀江芳介」国立公文書館所蔵『職務進退・元老院　勅奏任官履歴原書』(職00149100)。

(180)「宮中顧問官子爵山尾庸三外一名伊国王冠第一等勲章佩用允許ノ件」国立公文書館所蔵『官吏進退・明治22年官吏進退25・外国勲章佩用』(任A00220100)。

(24) 母、中風のため帰国

二十二年ノ五月ニ、東京ノ親戚〔皇太后宮大夫〕杉孫七郎ヨリ電報カ届イタ。之ニ私ノ誠ニ驚イタノハ、母親カ中風ニ罹ツテ危篤テアルト云フ電報デアツタ。其時ニ、誠ニ忠孝両全ナラズトハ云ヘ母親ノ死目ニ遭フコトノ出来ナイノハ、実ニ不幸テアルト云フ深キ感慨ヲ起シタ。其レテ、死ンタ仕舞バ致方モナイガ、其後ノ報知ニ依ルトマー少シハ恢復ノ見込ガアルト云フコトデアルカラシテ、一度(タビ)御遑ヲ願ヒ帰省ヲ致シテ母ニ孝養ヲ尽シタイ考ヲ起シタ。全ク外交ノ目的ニテ欧羅巴ニ出タ所ノ志ハ、母ノ病気ノ為メニ挫折致シタノデアツタ。則チ、外務当務者、或ハ電報、或ハ書面デ事情ヲ陳述致シテ〔6日〕(181)帰国ノ許可ヲ得タ。

二十二年ノ六月ニ、家族ト共ニ羅馬ヲ発シテ、七八月〔7月26日〕(182)頃ニ東京ニ帰着致シタ。幸ニ母ノ病モ軽快致シテ居ツテ、私カ帰ツタ為メニ益々力ヲ得テ追々全快ヲ致ス様ニナツタ。是レヨリ七前程前ニ軽キ中風ニ罹ツテ全快ヲ致シタ(183)。此回ハ中風ハ激烈ニ再発致シタノテアル。当時東京ノ中六番町五十番地ノ長屋ニ住居シテ、其本宅ハ西洋館デ、私カ二十年ニ洋行ヲスル頃ニ建築ヲ始メテ居ツタ。洋行中ニ建築カ出来上ツタノデ、其洋館ニ〔ジャパン・ウィークリー・メイル〕たいむす新聞記者〔主筆〕ブルンクリー〔Francis Brinkley〕氏ニ貸渡シテアツタ。長屋住居デアルカラシテ狭隘テ困ルカラシテ、ブルンクリー氏ト相談ノ上デ立退ヒテ貰ツテ、間モナク〔8月15日〕(184)本館ニ住居致シタ。二十二年ノ十二月迄ハ、専ラ母ノ看護デ洋行中ノ内国ノ政治上ノ状況変遷ノ研究等ニ消日致シタノテアル。公使館参事官ニテハ長ク俸給ヲ賜ハル訳ニ行カナイカラデモアルカ、〔11月8日〕公使館参事官ヨリ外務省参事官ノ兼勤ヲ命セラレタ。併シ、勤務ハ之ト申シテ定ツタルコトモナカツタ。然ルニ二十二年十二月〔24〕二十六日ニ内閣交迭ガアツテ、山縣〔侯〕候カ総理大臣ト

(181)「辞令（御用有之帰朝ヲ命ス）」『周布公平関係文書』(469)。
(182)「帰国　イタリア・ローマ駐在公使館の周布公平参事官が公務のため」『読売新聞』(1889年7月30日付)。
(183)「明治（　）年9月26日付池田謙斎杉孫七郎書翰」池田文書研究会編『東大医学部初代綜理池田謙斎―池田文書の研究（下）―』思文閣出版（2007）540頁。
(184)「帰朝、居住地の報告／周布公平」『読売新聞』(1889年8月16日付)。

ナラレタ。私モ同〔26〕日、内閣書記官長ニ任セラレタ。(185)

（25）山県内閣書記官長

二十二年、伊藤総理大臣、大隈外務大臣ノ時ニ、条約改正ノ談判カ各国政府ト進行シツツアツタガ、此改正案ノ条件カ我帝国ニ取ツテ尚ホ不充分デアルカ為メニ、政治社会ニ反対ノ議論カ勃興シテ、〔明治21年4月〕遂ニ〔憲法などの審議のために〕総理等ノ辞職トナリ、〔農商務大臣〕黒田〔清隆〕伯カ暫時臨時総理大臣トナラレテ、後継内閣ノ準備カ出来テ、十二月廿六日〔24〕ニ、山縣侯〔侯〕カ黒田伯ニ換ツテ総理トナラレテ、外務ニハ榎本〔青木周蔵〕(186)〔武揚〕子爵カ大隈伯ニ代ツテ大臣トナラレタ。此山縣内閣ハ薩長ノ元勲ヲ網羅シテ、松方〔正義〕伯ハ大蔵ニ、西郷〔従道〕侯〔侯〕ハ海軍ニ、陸軍ニハ大山〔巌〕侯〔侯〕、司法ニハ山田〔顕義〕伯、文部ハ大木〔榎本武揚〕(187)〔喬任〕、内務ニハ井上伯〔山縣首相の兼任〕(188)カ大臣トナラレタガ、条約改正ハ為メニ一頓挫ヲ来シテ更ニ新案ヲ提出スルコトニナツタ。

数ヶ月ノ後〔明治23年5月17日〕ニ、陸奥〔宗光〕伯カ農商務大臣、芳川〔顕正〕ハ文部大臣、青木ハ外務大臣ニナラレテ、大木〔榎本〕文部、岩村〔通俊〕農商務大臣、榎本〔青木〕外務大臣カ辞職セラレタ。

（26）帝国議会開設準備之事

山縣内閣ハ、二十三年ヨリ開カルヘキ帝国議会開設ノ準備カ重要ナル仕事デアツタ。議会開設以前ニ総テ維新以来国是ニ適合シタル法令ノ制定ヲ完備スルコトニ力ヲ尽クサレテ、各種ノ法令カ無数ニ発表セラレタ。又、国有ノ製造場其他財産ノ整理ヲ附ケラレタ。譬ヒハ、北海道ノ官有物払下ケ、造船場ノ払下

（185）明治22年にイタリアから帰国した「周布は、地方官への転任を考慮する様になり、「「山陽東海の内を内望」し、山県は「外交に慣れ居れば開港場可然」との考え」を示していた（松田・前掲注（14）151頁）。

（186）榎本は第一次松方内閣の外務大臣。

（187）大木は第一次山縣内閣では無任所大臣（班列大臣）。大木が文部大臣であったのは、第一次松方内閣。

（188）井上馨は第二次伊藤内閣の内務大臣。

ケ、其他政府ノ営利的ノ事業ハ悉ク民間ニ引移サレタ。二十三年中ハ非常ニ多忙ナル内閣デアツテ、私モ昼夜ヲ弁セス、大イニ職務ニ勉励ヲシタ訳テアル。此歳〔6月〕、山縣候〔侯〕ハ陸軍大将ニ昇進ヲセラレタ。其発表前一ヶ月計リ、徳大寺〔実則〕侍従長ヨリ内閣書記官長ニ御内意カアツテ、其内調査ヲ致シタコトガアル。当時ハ、有栖川宮〔熾仁〕殿下ノ外ニハ〔陸軍〕大将ハまだ無カツタモノテ、実ニ尊フトキモノテアツタニ依ツテ、其任命ハ誠ニ陛下ノ御思召トハ云ヘナカラ、侍従長ノ職ニ於イテハ心配ヲ致シテ調査サレタモノト考ヘラレル。

法制局長官ハ井上毅デアツテ、部長〔法制部長（明治20年9月～23年1月）、行政部長（明治23年1月～7月）、第二部長（明治23年7月～26年10月）〕ハ平田東助、〔参事官（明治18年12月～23年5月）・書記官（明治21年11月～23年5月）〕曽根〔禰〕荒助抑カ居ツテ、百般ノ法律勅令ノ起草ニ専ラ与ツタノデアル。(189)

帝国議会ヲ開設スルニ付イテハ、元老院ヲ廃サナケレハナラヌ。元老院ニハ国家ニ勲労ノアル人々カ議官トナツテ居ツタニ依ツテ、只其レヲ廃官ノ侭ニ致サレテハ功臣ヲ待遇セラルル御聖旨ニ背キ、第二ニハ不平ノ原因トモナルニ依ツテ、廃院後ノ議官ノ始末ヲシナクテハナラナカツタ。或ハ一時賜金ノ説モアリ、叙勲陞（シヨウ）位等ノ説モアリ、種々テアツタカ、遂ニ議官ノ幾部分ハ、人選ヲ致シテ貴族院勅任議員トセラルルコトニナツタ。他ノ部分ノモノモ、錦鶏ノ間祇候〔錦鶏間祇候〕ト云ヘル格式ヲ設ケテ、総ヘテ祇候ヲ仰附ケラレテ、其上ニ一時賜金モ賜ハツタ。

錦鶏ノ間祇候〔錦鶏間祇候〕ハ、維新前京都ノ御所ニ於イテジヤ香ノ間〔麝香間〕、錦鶏ノ間〔錦鶏間〕、其他数種ノ御座敷ガアツテ、大名公卿等ノ格式ニ依ツテ其詰所カ違ツテ居ツタ。錦鶏ノ間〔錦鶏間〕ハ其詰所ノ内ノ一ツデアツテ、名モ良キ所カラシテ之ニ定メタモノテアル。〔宮内書記官〕股野琢ハ其古実ヲ専ラ調ヘテ、私ト相談ヲシタト記憶シテ居ル。

斯ク内閣デ全廃シタ。元老院ノ始末ヲ都合好ク結着シテ、皆議官一同モ満足

---

(189)「職員一覧表」内閣法制局百年史編集委員会編『内閣法制局百年史』(1985) 455-462頁。

ヲセラレタ。明治八年ニ大審院ト共ニ設立セラレタ同院ハ、廿三年〔10月20日〕議会ノ開設ト同時ニ消滅シタノテアル。当時ノ元老院長ハ佐野〔柳原前光〕(190)〔常民〕伯爵テアツタ。帝国議会開設前ニ、貴族院ノ勅任議員ノ選定ヲセ子バナラナカツタ。山縣総理モ其人選ニハ誠ニ苦心セラレタト見ヘテ、私共ニモ其候補者ノ人名ヲ選定ヲセシメテ人傑ヲ採ラレタ。私ノ考ハ始メハ人員ヲ極少ナク致シテ置イテ、議会開設後ニ漸次鄭重ニ人選ヲ致スカ宜シキト云フ考ヲ致シタ。此議ハ容レラレテ、三十五名ト定メテ元老院議官中ノ最モ学識ニ富ミ、経験カ豊カテ国家ニ多年功労ノアル人々ヲ推薦致シタ(191)。之ニ法制局ノ部長、枢密院書記官長、大学教授、各省ノ次官等ノ錚々タル者ヲ加ヘタ。民間ヨリハまだ実業家ヲ入レラレル場合テハナイニ付イテ、福澤〔諭吉〕ノ〔慶應義塾〕塾頭〔長〕ヲ長ク〔明治23年から30年まで〕務メタ、小幡篤五郎〔次〕ヲ（民間ノ一人テアツテ数年前マテ議員ノ席ニ居ラレテ〔明治37年4月〕亡クナラレタ(192)）。

（27）第1回議会

二十三年十一月廿五日ヲ期シテ愈々帝国議会ヲ開設〔召集〕セラレテ、始メテ人民ガ公撰ニ依ツテ参政権ヲ得タノテアルカラ其勢仲々劇シクテ、一モナク二モナク政府ノ原案ヤ政府ノ予算ニ反対ヲシタノテアル。其反対ハ、自由党〔立憲自由党〕ト進歩党〔立憲改進党〕トカ、板垣伯及ヒ大隈伯総理ノ下（モト）ニ各々意見ハ異ナルモ、政府ニ反対スル点ニ付イテハ合同一致シテ居ツタノデアル。

之ニ対スルニ政府ノ味方ヲ為スヘキ団体カ無クテハ叶ハナカツタ。大成会ナル者ハ、稍穏和ナル議員共テ組織致シタ。之カ政府ニ欵ヲ通シテ、自由進歩〔改進〕両党ニ対スルコトニナツタ。

此議会ハ大隈板垣ノ如キ有力ナル主領カ無カツタケレトモ、元田肇、佐々友

---

(190) 佐野は明治15年9月から明治18年12月まで元老院議長であった。

(191) 貴族院議員となったのは56名で、そのうち28名が伯爵・子爵・男爵による互選（補欠当選を含む）、28名が貴族院令によって任命された（久保田哲『元老院の研究』慶應義塾大学出版会、2014、183頁）。

(192) 西沢直子「小幡篤次郎略年譜」『近代日本研究』（21）（2004）141頁。

房其他ノ人物モ多々アツテ、大蔵ノ渡辺〔国武〕次官、内務ノ白根〔専一〕次官、衆議院ノ曽根〔禰〕〔荒助〕書記官長ト往復交渉ヲ致シテ、暗ニ政府案ニ賛成ヲ表シタ為メニ、政府ノ案ハ僅少ナル多数ヲ以テ議会ヲ通過シタノテアル。

予算案ハ議会ヨリ六百万〔920〕円程ノ減額ヲ申シ込ンテ、内閣デハ〔山縣首相らの〕絶対反対説ト折衷説トカアツテ、廟議ノ末二百六十万〔630〕円ヲ予算総体ヨリ減スルコトニナツテ、政府ト議会ト妥協カ整ツタ(193)。殆ト一時ハ議会ヲ解散スル迄ノ勢テアツタカ、初メテノ議会ヲ解散スルハ不吉ノ例ヲ開クノデアルカラ、山縣総理モ意ヲ曲ケテ減額ニ同意セラレタノテアルト思フ。

斯ク妥協カ整ツタニ依ツテ、第一期ノ議会ハ無事ニ定期ノ日数ヲ以テ結了ヲ致シ、〔明治24年3月8日〕目出度閉院式ヲ挙行セラレタ。閉院式ノ後、両院ノ議長〔貴族院議長・伊藤博文、衆議院議長・中島信行〕、副議長〔貴族院副議長・東久世通禧、衆議院副議長・津田真道〕ハ功労ニ依ツテ特ニ叙勲ノ御沙汰カアツタ。白根内務次官、渡辺大蔵次官ハ松方伯ノ内申ニ依ツテ叙勲ヲセラレタ。〔柳原前光〕賞勲局長〔総裁〕ヨリ内閣書記官長ノ叙勲ヲ総理ニ提出ニナツタ模様テアルカ、総理ハ密接ノ関係アル部下ノ官吏ニ対シテハ最モ謹厳ヲ主トスル人デアツテ、採用ナラナカツタト云フコトヲ大給〔恒〕局長〔賞勲局総裁〕ヨリ後ニ承ツタコトカアル。

(28) 商法のこと

多年、多数ノ学者カ編纂ノ尽力ヲ致シタ商法全部〔の施行延期を求める商法及商法施行条例施行期限法律案〕(194)ハ、先以テ貴族院〔衆議〕ノ議ニ附セラレタ(195)。此〔旧〕商法ハ、山田伯ハ十数年来熱心ニ従事セラレタ案デアツテ、一身ヲ賭シテ其通過ニ尽力ヲ致シタ。然ルニ、始メテ世ニ現ハレタル大法典テアルカラ、学者社会ニモ反対ガ

---

(193) 鳥海靖「藩閥対民党」内田健三＝金原左門＝古屋哲夫『日本議会史録1』第一法規出版（1991）93-94頁、99-100頁。

(194) 明治24年1月1日と定められていた旧商法の施行日を、明治26年1月1日に変更（延期）することを内容とする。

(195) 法案は明治23年12月10日に衆議院議員の永井松右衛門が提出して16日に通過し、20日より貴族院での審議が開始され、22日に成立した。

アリ、実業家ニモ反対カアツテ、〔旧〕商法実施ノ延期説カ追々盛ニナツテ、〔12月16日に商法及商法施行条例施行期限法律案が衆議院を通過したため〕仲々通過〔施行〕ガ不安心トナツタ。此際、内閣ニ於イテ、議会ヲ解散シテ迄モ〔旧〕商法ノ通過〔施行〕ヲ図カラレタイト云フ山田伯ノ考デアツタケレトモ、〔陸奥宗光農商務大臣らの〕〔旧〕商法ハ先ツ延期シテ然ルヘシト云フ多数決ニナツテ、山縣総理ハ此意見ヲ採ラレタノテアル。

此〔旧〕商法ニ付イテ陰然反対ヲセラレタ最モ有力ナルモノハ、〔貴族院議長〕伊藤候〔侯〕テアツタ。然ルニモ拘ラス山田伯ハ熱心ニ其通過〔施行〕ヲ尽力セラレ、商法〔施行延期法案〕カ議事日程ニ上ホリタル〔12月20日〕日ハ、三十八度以上ノ発熱ヲシテ居ルニ拘ラス、病ヲ推シテ議席ニ就カレテ自分ノ賛成ノ意見ヲ発表セラレタ。此日〔22日〕ハ反対賛成共ニ多数ノ演説申込者カアツタカ、双方ヨリ〔5人〕三人又ハ五人ツツヲ出シテ、一人ノ演説時間ヲ二十分ト定メテ互ニ発論ヲ致シタ[196]。私モ賛成者ノ一人トシテ、演壇テ何分カ意見ヲ発表シタノデアル。其結果ハ記名無記名ノ投票トナツテ、〔延期〕賛成ノ方ガ僅カノ票数ニ依ツテ、〔断行派は〕敗北ヲ致シタ[197]。〔施行〕反対者ノ勢力ヲ得タノハ大学出身ノ者カ総ヘテ反対ヲシタ。之ハ学派ノ関係カアツテ、〔旧〕商法ハ主トシテ仏蘭西、独逸ニ依ツテ出来テ居ツタ。英学者カラ見ルト、自分等ノ学派上カラ悪感ヲ抱ヒテ、反対シタモノノ様ニ見ヘル。

山田伯ハ誠ニ憤激セラレテ、内閣ノ自分ヲ助ケタコトノ不充分ナルコトヲ激サレテ、断然司法大臣ノ職ヲ辞セラレタ[198]。内閣ノ破裂及ヒ元勲ノ反目ヲ防禦スル為メニ、私ハ非常ニ苦心尽力ヲシテ、国家ノ大利害上ヨリ打算シテ、山田伯

---

(196) 小畑美稲、山口尚芳、村田保、三浦安、穂積陳重が反対演説を行い、加納久宜、槇村正直、周布公平、渡邊清、瀧口吉良が賛成演説を行った（前掲注（18）「貴族院第一回通常会議事速記録第七号」100-120頁）。

(197) 貴族院第一読会での投票は賛成が104票、反対が62票であった（同上123頁（伊藤博文発言））。

(198) 山田は、閣議において不裁可権奏請を唱えたが容れられなかった際と、法案が成立した際の2度辞表を提出している。周布、平田、品川弥二郎（枢密顧問官）が、2度とも撤回の説得を行った（加藤房蔵編『伯爵平田東助伝』平田伯伝記編纂事務所、1927、66-70頁）。

ノ辞職ヲ思止マラシムルコトニ尽力ヲ致シタノテアル。私ハ〔法制局第二部長〕平田東助〔、枢密顧問官の品川弥二郎〕ト共ニ、伯ノ病床ニ就イテ懇々ト説破シタノテアル。元来伯ハ篤実温厚ナル性質ノ人テアツテ、度量モ寛大テアルカラシテ、吾々ノ説ヲ容レテ決心ヲ翻シ其職ニ留マラレルコトニナツタ。

時機カ到来ヲスルト遂ニハ行ハレルモノテ、商法モ其翌年カ翌々年〔明治26年2月〕ハ首尾善ク〔旧商法中の会社、手形、破産の部分を明治26年3月に先行施行することを内容とする商法及商法施行条例中改正並施行法律が〕通過シテ今日ハ世ノ中ニ行ハレテ居ルガ、最初ノ山田案ト大シタ違ツタ所モ無イノテアル。

(29) 陸海軍愛知大演習(199)

二十三年〔3月から4月〕ニ、愛知県下ニ於イテ海陸軍ノ大演習カアツテ、天皇陛下御臨幸遊ハサレタ。甲軍ハ東京〔大阪〕ノ〔第四〕師団テ、乙軍ハ名古屋〔第三〕師団テアツタ。名古屋ヨリ東ニ当ツテ五六里ノ所テ両軍ハ衝突シテ大イニ劇戦ヲシタ。陛下此地ニ御臨幸相成ツテ、親シク御上覧アツタ。山縣総理ハ〔陸軍〕大将ノ資格ヲ以テ居ラレルカラ、旁々供奉セラレタ。私ハ総理ニ随行シテ名古屋ニ出張ヲ致シタ。色々御用ヲ勤メタガ、傍ラ演習ノ陪覧ヲ致シタ。此日ハ白根〔専一〕愛知県知事ト同行ヲシテ陪覧シタ。尚ホ智田郡〔知多〕半田港〔衣浦湾〕ニ敵ノ上陸シタノヲ陸兵カ打退ケタ所ノ形況モ、雨中ニ実見シタノデアル。

海軍ハ伊勢湾ニ於イテ両軍衝突ヲ致シタノテアル。軍艦ニ便乗ヲ致シテ観覧ヲ致シタ。当時新来ノ艦隊司令官ハ相良〔福島敬典〕〔相浦紀道〕〔海軍〕少将、防禦艦隊ノ司令官ハ井上〔良馨〕〔海軍〕少将デアツテ、井上ハ金剛艦ヲ旗艦トシテ居ラレタ。

陸軍ニアツテハ、高島鞆之助氏ハ名古屋〔第四〕師団長テアツテ、東京〔大阪〕ヨリ進撃ヲシタ〔第三〕師団長ハ黒川〔通軌〕〔陸軍〕中将テアツタ。

大演習ヲ結了シタ後ニ名古屋本願寺〔真宗大谷派名古屋別院〕ニ於イテ、大元帥陛下ハ大夜会ヲ御催シニナツテ、武官、文官、公吏、製艦費〔海防費〕献納者等ヲ御招キニナツテ頗フル盛ナ夜会テアツタ。本願寺〔真宗大谷派名古屋別院〕内ハ余程広イガケレトモ立錐ノ場所モ無イ

(199) この節の事実は、宮内庁編『明治天皇紀　第7』吉川弘文館（1972）による。

位テアツタ。

此前〔明治20年〕伊藤内閣ノ時ニ製艦費〔海防費〕献納テ許サレタ。全国ノ人々殊ニ金満家ハ幾千円幾万円ノ寄附ヲ致シタ。之ニ対シテ特ニ位階ヲ授ケラレタガ、当日製艦費献納者ニ陪宴ヲ仰附ケラレタノハ特別ノ名誉ヲ寄篤者ニ始メテ与ヘラレタノテアル。

名古屋ヨリ京都ニ御臨幸ニナツテ、〔4月5日から5月6日まで〕一二ケ月間御滞在遊シタガ、総理ハ木屋町ニ寄宿セラレタ。私モ随行シテ居ツタ。

此間、北垣〔国道〕京都〔府〕知事カ多年尽力ヲシテ出来上ツタ所ノ琵琶湖ノ疎水工事、則チ琵琶湖ヨリ京都ニ通スル水路ノ開設ヲ、畏クモ御上覧遊ハスコトニナツタ。丁度滋賀県ノ県庁カ中江〔中井弘〕滋賀県知事ノ尽力ニ依ツテ新築落成致シタノテ、中江〔井〕知事ヨリ陛下ノ御臨幸ヲ願上ケ、一日〔4月9日〕、陛下ハ大津ニ臨幸遊ハサレタ。疎水ノ水ノ入口ヲ御覧相成リ、県庁ニモ臨幸ニナツテ御休憩遊ハサレテ、陸路京都ニ還幸相成ツタ。

私ハ琵琶湖ヨリ水路視察ノ為メニ小舟ニ御シテ、京都吹上マテ下タツタ。陛下御滞在中御遑ヲ申上ケテ、総理ニ随行シテ東京テ勤務ヲ致シタ。

（30）井上毅（法制局長官）慰留のこと

第一回議会開設中ニ井上法制局長官ハ、自分ノ議ガ内閣ニ納レラレサルヲ以テ屡不平ヲ起シタコトガアル。殊ニ陸奥農商務大臣カ所謂剃刀ノ名称ヲ得タ位デアツテ、大イニ気焔ヲ吐クニ依ツテ屡井上伯ト衝突ヲ致シタコトカアル。井上ハ随分癇癖ノ強イ男テアツテ、辞表ヲ提出シタコトハ一度ノミナラズアルノテアル。或時〔明治23年7月〕ハ葉山ニ隠遁ヲシテ、再ヒ東京ニ出テ来ナカツタコトモアル。之ヲ慰メル〔ナダ〕為メニ態々東京ヲ発シテ、〔法制局第二部長〕平田東助ト共ニ葉山ニ参ツテ色々説諭ヲシタコトガアル。当時葉山ハ今日ノ如キ別荘地ニアラスシテ、逗子ヨリ葉山間ニハ殆ト道路ナク、海岸ヲ潮干ノ時ヲ見計フテ浜伝ヒニ往来ヲスル有様テアツタ。彼井上ハ葉山ニ陰遁シタノハ余程辺卑ノ土地ニ遁去ツタノテアル。東海道ハ僅カニ人力車カアツタ位タカラ、人力デ鎌倉ニ行キ、鎌倉ヨリ這入ツテ葉山ニ行クンダカラ、仲々□□□□―ナルコトデアツテ、遂人

ヲ留メニ行クト云ツテモ余程熱心テナクテハ参ラレタノテナイ。内閣ノ為メ、議院ノ為メ、国ノ為メニ、態々井上ヲ留メルニ為メニ行ツタノテアル。井上モ其場合休ンテ留ツテ居ル様ニナツタ。其等ノ結果カラ彼ヲ慰メル為メニ、法制局長官デ枢密院顧問官〔枢密顧問官〕ヲ兼勤サセラレ親任官ニナツタノテアル。(200) 多少彼モ地位ニ就イテ考ヘタコトカアツタコトモアルカモ知レヌ。其レハ人情免ルヘカラサルコトテアル。

(31) 腸チブスに罹る

廿三年九月ニ、不幸ニシテ私ハ腸窒扶斯ニ罹ツテ、一時危篤ナル有様テアツタ。九月ノ九日頃カラ寝附イテ十月中頃マテ掛カツテ、〔陸軍省医務局長〕橋本綱常、〔宮内省侍医局長〕緒方〔池田〕謙斉、〔侍医〕相磯確〔慥〕氏等ノ治療ヲ受ケタ。病後十日計リ鎌倉ノ海浜院ニ転地シテ居ツタ。併シ当時ハ非常ニ内閣カ多忙ノ時テアルカラシテ、長ク転地療養ヲ許サナカツタカラ早ク東京ニ帰任ヲ致シタ。引続キ〔11月29日〕議会ノ開設トナツテ、二十四年ノ議会ハ大イニ多忙テアツタ。此暫時ノ間〔9月26日から11月19日〕ニ(201)平田東助ハ、法制局ノ一部長ヨリ内閣書記官長ノ事務〔臨時内閣書記官長心得〕ヲ代理致サレタ。

此病後ノ加養ハ不充分テアツタ為メニ、大イニ健康ヲ損シテ、其後数年間余リ健康テナカツタ。大患ノ後ハ一時気分ガ良イ様テモ、充分ニ加養ヲシテ置クト云フコトハ後年ノ為メテアルト云フコトヲ感シタ。

(32) 貴族院議員拝命

貴族院勅任議員ノ発表ハ私カ病中テアツタガ、〔10月〕私モ議員ヲ仰附ケラレタ。其御辞令ヲ平田カ代理シテ拝受ヲ致シ私ノ病床ニ送ツテ呉レタ。勿論勅任議員ニ推薦シタノハ其人物ニ依ルデアルケレトモ、又一ツハ内閣ノ成績ヲ助ケ

---

(200) 井上は7月4日に養痾のために東京を離れ、11日に辞職を申し出たが13日に帰京し、19日に枢密顧問官兼任を命ぜられた（「井上毅関係年譜」木野主計『井上毅研究』続群書類従刊行会、1995、487頁）。

(201)「年譜」加藤編・前掲注（198）478頁。

ルコトニ付イテ必要ナル人物ヲ選ンタノテアツタ。

山縣内閣中最モ顕著ナルコトハ、二十三年〔10月〕ノ教育勅語ノ御発表テアル。国家的ノ教育ヲ施スニハ国民ノ精神ヲ集中スルモノガ無クテハナラヌ。教育勅語ハ則チ陛下カ国民ノ心得ヲ御示シニナツタノテ、職業ノ如何ニ拘ラス、貴賤尊卑ヲ選ハス、帝国人民ハ此教育勅語ノ御趣旨ヲ遵奉シテ国家ヲ隆盛ノ域ニ進メナクテハナラヌ。尓来教育ノ根本カ確定ヲ致シテ今日国カ盛ニナルノハ二十三年発布ノ教育〔勅語〕ハ基デアルト考ヘル。之ハ芳川子爵カ文部大臣ノ時テアツテ、其草案カ内閣ノ内部ニ於イテ出来シタノテアル。

条約改正案ハ大隈案ニ破レテ青木案カ出来上ツテ居ツタケレトモ、山縣内閣中ニハ談判ハ進マスシテ其案ハ後継ノ松方内閣ニ引継カレテ、幾多ノ変遷ヲ経テ明治三十年〔27〕〔7月調印〕ノ日英対等条約〔日英通商航海条約〕ト相成ツタノデアル。

又鉄道国有論ハ山県候〔侯〕ノ主張デアツテ、専ラ軍事上カラ必要ヲ認メラレタノト考ヘル。之モ実行ノ域ニ達セスシテ後継内閣ニ引継カレタ。

議会開設前、〔明治23年3月〕東京御所ノ新築費トシテ二十五万円〔125〕ヲ大蔵省ヨリ宮内省ニ移サレタ(202)。其金ヲ以テ東宮御所ノ建築ガ其後ニ始ツテ今日ハ殆ト落成シタ。素ヨリ之レニハ追々物価騰貴シテ不足ニナツテ、更ニ宮内省ノ御用度カラ増額ヲセラレタデアラウト思フ。

要スルニ、山県内閣ハ議会ヲ始メテ開キ、国ノ制度上一大変革ノ生スル時ニ当ツタニ依ツテ、従来ノ一国経済ノ始末ヲ附ケ将来政府ト議会トノ間ニ成ルベク紛擾ヲ醸サスシテ相興ニ国家ノ進運ヲ助ケナケレハナラヌト云フ時節デアツタカラ、政治上ニ於イテモ云フヘカラサル多端多岐ノ時テアツタ。僅カ二十二年十二月ヨリ二十四年四月〔5〕マテノ内閣デアツタケレトモ、其間ノ事案ハ実ニ多大ナル功績〔5〕ヲ残シタト考ヘル。

廿四年四月ニ山縣候〔侯〕ハ円満ニ其職ヲ退カレテ、松方大蔵大臣ヲ総理大臣ニ推薦セラレテ松方伯ハ総理大臣トナラレタ。候〔侯〕ノ退職ト同時ニ私モ内閣書記

---

(202)「東宮御所御建築費ヲ宮内省ヘ交付ス」国立公文書館所蔵『公文類聚・第14編・明治23年・第13巻・宮廷1・内廷・皇親・宮殿』（類00459100）。

官長ノ職ノ辞表ヲ総理ノ手許迄差出シテ執奏ヲ乞フタノテアル。松方伯ヨリ懇切ニ引止メラレタ。其理由ハ、総理ハ交迭シタケレトモ、当時ノ方針ハ何モ異ナルコトモナク、又従来ノ関係ハ重モニ書記官長ハ能ク知ツテ居ルコトテアルカラト云フカラ、暫ク其侭ニ居ツタケレトモ、懇切ニ御断リヲ申シテ二十四年六月ニ兵庫県知事ニ転任ヲ命セラレタ。

(33) 大津事件のこと[203]

松方伯カ総理大臣トナラレテ間モナク、〔5月11日〕一大事件ガ起ツタ。之ハ大津ノ湖水ノ側(ソバ)ニ於イテ、露西亜皇太子ヲ御警衛ノ巡査〔津田三蔵〕カ突然傷ケタコトデアル。此事ハ国際上非常ナル問題ヲ惹起スヘキコトデアツテ、陛下ハ深ク宸襟ヲ悩マサレ、国務大臣ハ実ニ苦心ヲ致シ、国民挙ツテ心配ヲシタノテアツタ。露西亜皇太子ハ京都ノ〔常盤〕ほてるニ於イテ治療ヲ加ヘラレ、其治療モ日本ノ医者[204]ヲ彼カ断ハツテ、神戸ニ碇泊ヲシテ居ツタ露国軍艦〔アソヴァ号〕ノ医者カ総ヘテ取扱ツタ。

松方伯ハ急行シテ京都ニ参リ、各国務大臣モ京都ニ集合ヲ致シテ善後ノ方法ヲ頻リニ講セラレタノテアル[205]。私ハ留守番ヲシテ、内閣ニ留ツテ居ツタ。

畏クモ陛下ハ御心配ヲ遊ハサレテ、〔12日〕京都ニ御見舞ノ為メ御出遊ハレタ。ガ皇太子ハ既ニ軍艦ニ帰ツテ居ツタノテ[206]、〔19日〕陛下ハ態々軍艦マテ行ツテ親シク慰問ヲ遊ハシタノデアル。

府県会其他種々ナル団体ヨリ、露西亜政府ニ電報ヲ発シ国民ノ衷情ヲ表シタ

---

(203) この節の事実は、宮内庁編・前掲注（199)、市川訓敏「大津事件について」山川雄巳編注『児島惟謙　大津事件手記』関西大学出版部（2003)、尾佐竹猛「明治秘史疑獄難獄」明治大学史資料センター監修『尾佐竹猛著作集　第4巻〈法制史4〉』ゆまに書房（2005）による。

(204) 陸軍軍医総監の橋本綱常、侍医の池田謙斎、海軍軍医総監の高木兼寛、帝国大学医科大学雇教師のユリウス・カール・スクリバ（Julius Karl Scriba)。

(205) 松方は京都供奉を申し出たが、天皇がこれを許可しなかった。

(206) ニコライが神戸に移ったのは、天皇が常盤ホテルへの見舞いを行った13日午後であった。

ノデアル。上陛下ヨリ国民全般カ実ニ露西亜帝室ニ対シテ御気ノ毒テアツタト云フコトノ精神ガ貫徹致シタト見ヘテ、此不都合千万ナル事柄モ両国ノ交際ヲ破ラスシテ無事ニ済ンタノデアル。

当時、皇太子殿下ノ人力挽ノ如キ両人トモ狂漢ヲ取押ヘタト云フ廉ヲ以テ、露西亜カラ〔聖アンナ勲章〕勲　章、年金〔1,000円〕ヲ貰ツタ。近年マテ能ク其車夫ノコトカ新聞ニ出居ツタガ、一人〔向畑治三郎〕ハ零落ヲシ、一人〔北賀市市太郎〕ハ年金ヲ全フ致シテ居ルト云フコトテアル。(207)

兇行者津田三蔵ナルモノハ其後獄舎中デ未タ裁判確定ニ至ラスシテ、病死ヲ致シタ。世ニハ其筋ヨリ毒殺シタノテアルト云フ嫌疑ハアルカ、私ハ全ク病死デアルト信シテ居ル。

〔5〕四月ニ内閣交迭カアリ、〔6〕五月ニ私カ兵庫県知事ニナツタ迄ノ間ハ、連日露西亜皇族ニ対スル不敬事件テ仕事ヲ終ツタモノテアル。

内閣書記官長時代、〔明治23年2月〕一般ノ官制調査委員長ヲ命セラレ、内閣書記官多田好〔問〕門、道家斉、法制局参事官兼書記官曽〔禰〕根荒助、水野遵等ヲ委員トシテ、内閣ノ官制ヲ始メ諸官省、府県其他総テノ官制ノ改革案ヲ起草シテ議会ノ開会前二十三年ニ発表セラレタ。此官制ニ依ツテ議会ノ議ヲ経ヘキ既定ノ歳出ハ確定セラレタ。尓来、今日マテ両三回ノ官制改革カ行ハレタケレトモ、私ノ調査シタル官制ト大イニ異ナル所ハ無イ様ニ思フ。其外書記長時代ノ事柄ハ多々アルケレトモ、多クハ機密ニ属スルモノナルヲ以テ暫ラク之ヲ略ス。

---

(207)「京都府平民勲八等向畑治三郎露国金製記章受領及佩用允許ノ件」、「石川県平民勲八等北賀市市太郎露国金製記章受領及佩用允許ノ件」国立公文書館所蔵『官吏進退・明治24年官吏進退16・勲章受領及佩用1』（任A00257100）。

附．ベルギー外務省文書館所蔵周布公平留学関係資料

（1）“Lettre d’Emile Greyson et J. Dumont à Monsieur le Ministre de l’intérieur”. 4-6-1871.[208]

〔翻刻〕

Objet : Recommandation spéciale pour trois Japonais

Monsieur le ministre de l’Intérieur, Bruxelles

Bruxelles, le 4 juin 1871

M. le Ministre

Le Ministre du Roi à Washington m’informe de l’arrivé prochaine en Belgique de trois jeunes Japonais, mm. Ogura, Cône et Soo, qui viennent dans notre pays pour y compléter leur éducation.

Ces étrangers qui sont de classe noble, tiendront apparemment un jour une position influente parmi leurs citoyens et il ne pourra être que profitable aux relations que nous désirons voir se développer entre la Belgique et le Japon, qu’ils rapportent chez eux une bonne et durable impression de leur séjour parmi nous, du cordial accueil qu’ils auront reçu.

Le gouvernement du Roi a donc tout intérêt à leur accorder une bienveillance tutélaire et à leur donner d’utiles conseils en les guidant spécialement dans le choix de précepteurs convenables.

C’est en vue de cette dernière considération que je… les trois jeunes Japonais à votre département qui s’occupe des affaires d’instruction publique.

J’ajouterai, M le Ministre, qu’il a été donné à entendre à M. Delfosse que ces étrangers seraient fort ombrageux sur tout ce que touche à leurs croyances

---

（208）Cl B 74, A4332.

religieuses.

〔日本語訳〕

「エミール・グレイソンとJ.デュモンから内務大臣への書翰」

件名：日本人3名の特別推薦
内務大臣閣下、ブリュッセル
ブリュッセル、1871年6月4日

大臣閣下、

ワシントンの国王公使から、ベルギーにまもなく到着する3名の若い日本人、Ogura, Côno、そしてSooについて連絡がありました。Ogura, Côno、そしてSooの3名は、教育を完遂するためにわが国にやってきます。

これらの外国人は高貴な階級に属し、将来は日本国民の間で影響力のある地位を占めることになるでしょう。

したがって、王国政府は、彼らを慈愛をもって教え諭すことに利害を見出し、特に適切な教師の選択について指導することによって、彼らに役に立つ助言を与えることがまったく有益なことと思われます。

このような観点から、私は3名の若い日本人をあなたが担当している公教育担当部署にお願いすることにしました。

大臣閣下、付け加えますと、デルフォッセ氏には、これらの外国人は、宗教的信仰に関する知識に乏しいということが伝えられたようです。

(2) “Lettre de Kervyn de Lettenhove à Monsieur le Ministre des Affaires étrangères”. 13-6-1871.[209]

〔翻刻〕

A Monsieur Le Ministre des Affaires Étrangères

Bruxelles, le 13 juin 1871

Monsieur le Ministre,

J’ai l’honneur de vous faire connaitre comme suite à votre dépêche du 4 juin courant, Direction N. 4,332 que mon département s’est immédiatement occupé du soin d’assurer aux trois jeunes Japonais, dont vous vouliez bien m’annoncer l’arrivée, l’instruction qu’ils viennent chercher en Belgique.

Deux fonctionnaires, M. Dumont, inspecteur de l’enseignement moyen pour les humanités et M. Greyson, chef de Division de la Direction générale de l’instruction publique ont été chargés de prendre à cet égard toutes les dispositions nécessaires.

Les trois jeunes gens ne parlent en dehors de leur langue maternelle que le français mais très imparfaitement. L’un d’eux cependant est assez avancé pour mettre par écrit quelques unes de ses pensées. Et c’est ainsi qu’il a formulé nettement l’intention d’avoir un précepteur ou professeur séparé pour chacun de ses compagnons et pour lui. Ils ne veulent pas vivre sous le même toit, ils parleraient presque constamment le Japonais entre eux et reculeraient trop le moment… de la langue française ils seraient à même d’étudier dans nos livres.

Du moment où il s’agissait de trouver trois professeurs au lieu d’un, le choix devenait plus difficile. M. Dumont est parvenu néanmoins à s’entendre avec trois membres du personnel enseignant de l’Athénée de Bruxelles, dont il croit pouvoir

(209) Cl B 74.

répondre et qui sont M.M. Hennebert, rue Marie-Thérèse, 45, Wyers, rues Sentin, 47 et Servais, rue Robiano, 11. Ce sont de très bons professeurs, tous trois mariés, ayant un ménage et chez lesquels les jeunes étrangers pourront vivre de la vie de famille et parfaire leur éducation. Ils disposeront d'une chambre à coucher et d'une chambre d'études.

Le prix de la pension/enseignement, nourriture, logement, chauffage, éclairage a été fixé à 2.400 francs par an, pour chaque pensionnaire. Il leur restera donc 2600 francs sur le crédit de mille piastres dont ils disposent.

J'ai recommandé à M. Dumont de m'adresser chaque mois un rapport sur leur conduite et leurs progrès, rapport que j'aurai l'honneur de vous transmettre et dont vous jugerez sans doute devoir faire donner communication au gouvernement Japonais. M. Dumont s'est constitué en quelque sorte leur tuteur intellectuel, mais comme ses fonctions l'obligent à de fréquentes absences, M. Greyson s'est chargé de le remplacer au besoin dans cette tâche. L'un et l'autre leur feront de fréquentes visites.

Agréez, Monsieur le Ministre, l'assurance de ma haute considération.

Le Ministre de l'Intérieur,
Kervyn de Lettenhove

〔日本語訳〕

「ケルヴィン・ド・レッテンホーブ内務大臣から外務大臣への書翰」
（1871年6月13日）

外務大臣閣下
ブリュッセル、1871年6月13日

大臣閣下

6月4日付の指令N.4,332をうけて、私の部署では、ご親切にも到着をお知らせくださった3人の若い日本人が、ベルギーで彼らが求めている教育を受けられるよう、直ちに対応したことをお知らせします。

この点については、中等教育監察官のデュモン氏と公教育総局の課長であるグレイソン氏の二人が必要な手配をすることになっています。

3人の若者は、母国語を除けば、フランス語は非常に不完全にしか話せません。しかし、そのうちの一人は、自分の考えを書き留めることができるほどには進んでいます。そこで彼は、仲間と自分のために、それぞれ別の教師や先生をつけるという明確な意思を表現しました。彼らはほとんど常に日本語で会話する恐れから同じ屋根の下で暮らそうとはせず、そうでなければフランス語はフランス語の本でしか学べなくなってしまうからです。

1人ではなく、3人の先生を探さなければならなくなった瞬間から、その選択は難しくなりました。デュモン氏はそれでも、ブリュッセルのアテネ校の教職員のうち、自分が信頼できると思う3人、すなわちマリー・テレーズ通り45番地のヘネベール、そしてサンチン通り47番地のウェイエルスやロビアノ通り11番地のセルヴェに受け入れの承諾をもらいました。彼らは非常に優れた教師で3人とも結婚していて家庭を持っており、若い外国人が家庭生活を送りながら教育を完成できる相手です。彼らは寝室と勉強部屋を持つことになります。

家庭教師費、食費、宿泊費、暖房費、照明費は、寄宿生1人につき年間2,400フランと決められています。したがって、彼らが自由に使える1,000ピアストルの予算から2,600フランが残ることになります。

私はデュモン氏に、彼らの行動と進捗状況を毎月報告するよう勧めました。この報告書を大臣閣下に送付する名誉は私にあります。大臣閣下は、間違いなく、日本政府にもその内容を報告しなければならないと判断されると考えられるからです。デュモン氏は彼らを知的に導いていく保護者となりましたが、職務上しばしば不在となるため、グレイソン氏が彼の代わりを務めることになりました。両氏は頻繁に彼らを訪問するつもりです。

大臣閣下、どうか私の最高の配慮をお受け取りください。

内務大臣、
ケルヴィン・ド・レッテンホーブ

（3）“Lettre du préfet des études à Monsieur l’Inspecteur”. 2-10-1871.[210]
〔翻刻〕
Monsieur l’Inspecteur,

Vous avez désiré connaitre par moi la situation des jeunes Japonais qui suivent nos cours.

Ces jeunes-gens se distinguent entre tous par leur douceur, leur politesse et leur attention.

Ils ont commencé par suivre les cours de M. Servais en 5ème, 4ème et 3ème. Mais bientôt ils ont compris que pour le début la 5ème leur conviendrait mieux.

Le jeune Shou fait très bien les devoirs de la 5ème et de plus assiste aux leçons de la 4ème.

Kauno et Oghoura commencent à faire assez bien les devoirs de la 5ème. Kauno assiste quelque fois aux leçons de la 4ème. Ohgoura en outre assiste aux leçons de mathématiques de M. Servais.

Le quatrième, Mitsuda Sabouro, le plus faible des quatre, a été quelque temps malade.

Somme toute, nous croyons pouvoir, dans un temps un peu plus éloigné vous donner des résultats très satisfaisants.

Notez, s’il vous plait, qu’il y a à peine un mois et demi que nous les avons et que nous n’avons pas beaucoup à vous dire.

Acceptez, Monsieur l’inspecteur, l’assurance de nos sentiments distinguées.

（210）Cl B 74.

Le Préfet des études,

Albrin

〔日本語訳〕

「教育監察官への学務部長の書翰」

教育監察官、

私たちの授業に参加している日本の若者の近況を報告して欲しいと伺いました。

この若者たちは、その優しさ、礼儀正しさ、注意深さで際立っています。

彼らは、5年生、4年生、3年生と、セルヴェ先生の授業を受けることから始めました。しかしすぐに、彼らは5年生から始める方が自分たちに合っていると気づきました。

幼いShouは5年生の宿題をよくこなし、4年生の授業にも出席しています。

KaunoとOghouraは5年生の宿題をちゃんとこなしています。Kaunoは4年生の授業に時々出席しています。Ohgouraもセルヴェ先生の数学の授業に出席しています。

4人目のMitsuda Sabouroは、4人の中で一番弱く、しばらく病気をしました。

全体として、もう少ししたら非常に満足のいく報告をお送りできると考えています。

まだ1ヶ月半しか経っていないので、あまりお伝えすることがないことをご了承ください。

監察官、このような私の配慮の表れをどうぞお受け取りください。

学務部長、

アルブラン

（4）“Lettre à Greyson”. 1871.[211]

Mon cher Greyson,

Je vous envoie le rapport de Mr. Piré. Je suis allé aux informations à l’athénée royal（section professionnelle）. Nos quatre pupilles se conduisent bien, sont attentifs, travaillent et font des progrès, mais tous les quatre ne sont pas de force égale, ils ne suivent donc pas le même nombre de cours. J’avais quelques inquiétudes au moment de leur admission, je craignais les taquineries et les gamineries de certains élèves à l’égard de nos étrangers, mais j’ai appris que ceux-ci n’ont même pas été l’objet d’une curiosité gênante. M. le préfet des études m’avait promis jeudi dernier un rapport détaillé. Je n’ai rien reçu jusqu’à ce jour et le temps me manque pour aller au Grand Hospice réclamer le document promis.

Les professeurs que j’ai vus chez moi, m’ont demandé si le département des Affaires étrangères ne pouvait pas payer en un mandat trimestriel la pension de nos Japonais. Ce payement se fait aujourd’hui irrégulièrement et par fraction, l’un d’eux n’a pas reçu le 2e trimestre commencé au 24 octobre et n’a pas été remboursé des avances qu’il a faites ; un autre n’a pas reçu les débours de deux trimestres, un troisième a dû réclamer de l’argent en prétextant qu’il avait un payement à faire dans la huitaine.

Il faudra à mon avis, éviter aux professeurs la nécessite de réclamer de l’argent à leur élève et la chose serait possible puisque c’est M. Octave Delpierre notre consul à Londres qui leur envoie des traites sur Bruxelles.

Ils se plaignent également de n’être pas indemnisés de leurs leçons particulières, ils voudraient que le taux de la pension fût majoré de 600 francs. Quand ils ont accepté la mission de diriger les jeunes gens, ils comptaient que leurs leçons particulières seraient allégées dès l’instant que leurs élèves seraient admis à

（211）Cl B 74.

l'athénée. Or il n'en est pas ainsi. Ils n'ont même plus la libre jouissance de leurs vacances. Ils sont obligés de rester à Bruxelles ou déménager leurs pensionnaires avec eux chez leurs parents.

Cette réclamation des professeurs me parait fondée. Je vous charge, mon cher Emile, de la soumettre à Monsieur Orban.

Bien à vous

〔日本語訳〕

「グレイソン氏への手紙」(1871)

グレイソン様

ピレ氏のレポートを送付します。王立アテネ校（専門課程）から情報を受け取りました。私たちの4人の生徒は、行儀がよく、注意深く、勤勉で進歩していますが、4人とも同じ学力ではないので、同じ数の授業をとっているわけではありません。私は彼らが入学したとき、外国人に対する一部の生徒からのいじめやからかいを恐れて少し心配していましたが、彼らは迷惑な好奇心の対象にすらなっていないことを知りました。先週の木曜日、学務部長が私に詳細な報告を約束してくれました。私は今日まで何も受け取っていませんし、約束の書類をもらうためにグランド・ホスピスへ行く時間もありません。

私が家で会った教師たちは、外務省が報奨金を三半期ごとに定期的に支払うことはできないのかを聞いてきました。この支払いは現在不定期で分割払いになっており、そのうちの一人は10月24日に始まった第二三半期分を受け取っておらず、先払い金の返済もされていません。別の一人は第二三半期分の支給を受け取っておらず、3人目は1週間以内に支払いがあるためにお金を求めなければならなければならなくなっています。

私の考えでは、教師が生徒に金を要求する必要はないはずで、これは、ブリュッセルへの仕送りを担当しているのが、ロンドンの領事オクターブ・デル

ピエール氏であるからです。彼らはまた、個人レッスンの報酬がないことに不満を持ち、年金額を 600 フラン増やしてほしいと望んでいます。若者を指導する任務を引き受けたとき、彼らは、教え子がアテネに入学すれば、個人レッスンの負担が軽くなると期待していました。 しかし、実際はそうではありませんでした。彼らは、もはや休暇を自由に享受することさえできていません。ブリュッセルに滞在するか、寮生を両親の家に連れて行くことを余儀なくされているのです。

先生方のこの訴えは、私には根拠があるように思えます。親愛なるエミール、これをオルバン氏に提出するようお願いします。

敬具

（5）“Résume de rapports d’Emile Greyson à Monsieur le Ministre de l’Intérieur”. 16-2-1873.[212]

〔翻刻〕

Bruxelles 26 Mars 1872

A Monsieur le Ministre de l’Intérieur à Bruxelles

Monsieur le Ministre,

Nous avons l’honneur de vous transmettre les rapports ci-joints que nous sont adressés par MM. les préfets des Études des Athénées royaux de Bruxelles et de Liège, sur le compte des quatre jeunes Japonais qui ont été envoyés en Belgique pour y faire leurs études.

Nous ne pouvons que confirmer en tous points les renseignements favorables qui sont fournis dans ces pièces sur la conduite et l’application de MM. Kaumo, Mitzda, Shou & Ohgoura.

（212）Cl B 74.

Nous continuons pour notre part à les entourer de toute notre sollicitude.

Les trois premiers de ces jeunes gens sont à Bruxelles, le quatrième a désiré d' aller habiter Liège. Il a voulu, en s'éloignant de ses compatriotes, se soustraire aux occasions trop fréquentes, de parler sa langue maternelle ; ce qu'il considérait comme de nature à nuire à ses progrès dans la langue française. Il est chez un professeur de l'athénée, M. Foucroule.

MM. Mitzuda et Kauno sont respectueusement chez Mlle. Pirée et Weyers, professeurs de l'Athénée royal de Bruxelles.

M. Shou avait également été confié d'abord aux soins et à la direction d'un professeur de cet athénée. Il y aurait de la vie de famille. Mais il a insisté pour suivre, en qualité d'interne ou plutôt de demi-pensionnaire le régime du pensionnat de l'Athénée de Bruxelles, où il voulait surtout trouver des répétitions de mathématiques. Puis il s'est mis en appartement et a pris des professeurs particuliers. Mais il s'est bientôt aperçu des inconvénients de ce système. Depuis le 19 février il est entré chez M. le professeur Hardy, Place de la Chapelle, 3 A.

Nous avons demandé et obtenu pour chacun de ces jeunes gens, Monsieur le Ministre, grâce à votre bienveillante intervention, des lettres sur traduction auprès des principaux chefs d'industrie. M. Ohgoura a même été autorisé à visiter la fonderie de canons à Liège.

Nous avons cru leur fournir ainsi le moyen de s'initier à nos modes de production, et les éclairer sur des questions qui peuvent leur fournir des données utiles au point de vue des intérêts de leur propre pays.

Agréez, Monsieur le Ministre, l'hommage de notre respect et de notre haute considération.

E. Greyson

Bruxelles, le 16 février 1873

〔日本語訳〕

「エミール・グレイソンによる内務大臣への報告の要旨」（1873年2月16日）

ブリュッセル　1872年3月26日

ブリュッセルの内務大臣閣下

大臣閣下

ベルギーに留学した4名の日本人青年について、ブリュッセルとリエージュの王立アテネ校の学務部長から送られた添付の報告書を送付します。

この文書に記載されているすべての点に全面的に賛成することしかできません。この文書に記載されているのは、Kaumo氏、Mitzda氏、Shou氏、Ohgoura氏の素行とやる気に関する好意的な情報です。

私たちとしては、引き続き、あらゆる配慮を彼らにめぐらせていくつもりです。

彼らのうち最初の3名はブリュッセルにいますが、4人目はリエージュに住むことを希望しています。同胞から離れることで、母国語を話す機会が多くなり、フランス語の上達に支障をきたすことを避けたかったようです。彼は、アテネ校の教師であるフクルールさんのところに滞在していています。

MitzdaとKaunoは、ブリュッセルの王立アテネ校のピレ先生とウェイエルス先生のところに丁重に預かってもらっています。

Shouもまた、このアテネ校の教師の世話と指導を受けることになりました。家庭生活を得るでしょう。しかし、彼はブリュッセルのアテネ校の寄宿学校の寮生として、いや、むしろ半寮生として、ブリュッセル王立アテネ校の寮に入り、そこで数学の練習をしたかったからです。そして、下宿に入り、個人教師を雇いました。しかし、彼はすぐにこのやり方の欠点に気付きました。2月19日から、シャッペル広場3Aのアルディ先生のところに滞在するようになりました。

大臣閣下、あなたが親切に介入してくださったおかげで、この若者たち一人ひとりが、産業界の主要な責任者たちに近づくことができる手紙を得ることができました。Ohgoura 氏はリエージュの大砲鋳造工場を訪問する許可まで受けました。

こうして彼らにわが国の生産方式を学ぶ手段を提供し、彼らの国の利益の観点から有益な情報を提供できるようになると考えております。

大臣閣下、どうか我々の敬意と高い評価という敬意を受け取ってください。

E. グレイソン

1873年2月16日、ブリュッセル

(6) “Rapport du Préfet des études à Monsieur Greyson, chef de la Division de l’Instruction Moyenne”. 17-2-1873.[213]

Bruxelles, le 17 février 1873.

Monsieur,

M. l’Inspecteur m’a prié de vous adresser un rapport sur le compte des trois jeunes Japonais qui suivent les cours de l’Athénée de Bruxelles, M.M. Shou, Mitsouda et Kauno.

Deux d’entre eux, Shou et Kauno suivent en 4ème professionnelle les cours de Mathématiques, de Français, d’Anglais et de Commerce ; et assistent même quelque fois aux leçons d’histoire et de géographie. Le troisième, Mitsouda ne suit que le Français et les Mathématiques.

Au point de vue de la conduite, nous n’avons qu’à nous louer de la bonne tenue et de la politesse de ces jeunes gens. On sent chez eux un parfum d’éducation et de bonne compagnie.

---

(213) Cl B 74.

M. le professeur de français constate les progrès rapides que ces élèves ont fait sous sa direction et, quant au mérite, il les range dans l'ordre que voici : Mitsouda, Shou et Kauno.

En mathématiques, même satisfaction. Ordre de mérite : Shou, Mitsouda, Kauno.

Pour ce qui est de l'anglais, M. Hegerier（?）regarde Kauno et Shou comme tenant la tête de la classe.

Il en est de même du cours de commerce.

En somme, on peut affirmer sans crainte, que ces jeunes étrangers n'ont pas perdu leur temps, depuis leur arrivée à Bruxelles.

Veuillez, agréer, Monsieur, l'expression de ma considération distinguée.

Le préfet des études,

Albrin

A Monsieur Greyson, chef de la Division de l'instruction moyenne
Bruxelles

〔日本語訳〕

「公教育総局課長グレイソン氏への学務部長の報告」（1873年2月17日）

1873年2月17日、ブリュッセル

拝啓

ブリュッセルのアテネ校に通う3名の若い日本人学生、Shou, Mitsouda、そしてKaunoのレポートを送るよう、学務部長から依頼されました。

彼らのうち2名、ShouとKaunoは4年生の専門課程で数学、フランス語、英語、商学を学び、ときには歴史や地理の授業にも出席しています。3人目のMitsoudaは、フランス語と数学だけを学んでいます。

素行面では、この若者たちの行儀の良さ、礼儀正しさを褒めるしかありません。教養があり、仲間思いの香りがします。

フランス語の教師は、自分の指導のもとでこの生徒たちが急速に進歩したことに注目し、成績については次のような順位をつけています：Mitsouda、Shou、Kaunoの順です。

数学でも同じように満足しています。実力順：Shou、Mitsouda、Kauno。

英語では、KaunoとShouがクラスをリードしているとエジェリエ氏（？）は見ています。

商学の授業も同様です。

つまり、この若い外国人たちは、ブリュッセルに到着して以来、時間を無駄にすることなく過ごしているといっていいのです。

このような私の配慮の表れをどうぞお受け取りください。

学務部長
A. アルブラン

公教育総局課長グレイソン氏
ブリュッセル